

平成 28 年度 福岡こども短期大学
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29 (2017) 年 6 月
福岡こども短期大学

1

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	4
基準 1 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
基準 2 学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・	9
基準 3 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・	39
基準 4 自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・	51
IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・	56
基準 A 地域貢献・・・・・・・・・・・・・・・・	56

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 本学の建学の精神

本学の建学の精神とは、仏教哲学による第一義諦に基づく「個性の伸展による人生練磨」である。

2. 本学の使命・目的について

本学の学則第一条に明記されている通り、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、幼児教育・保育における実践的教育を行い、幼稚園・保育所などの現場が必要とする、乳幼児についての一人ひとりの個性を感じることが出来る保育者養成を行うことである。

3. 本学の特色

本学の特色の第一に挙げられるのは、全国でも珍しい幼児教育・保育を中心に据えたこども教育学科のみの単科の短期大学ということである。しかも単科といっても、学年定員300名、収容定員600名という大定員で構成されている。

また昭和49年開学当初より現在に至るまで、就職率は100%であり、中でも幼稚園・保育所・社会福祉施設といった保育関連専門職に約90%就いている。

平成24年に法令化した認定こども園で働くには、保育教諭として幼稚園教諭免許状と保育士資格双方が必要であるが、本学は他の養成校が上述した免許状・資格の片方しか取得できなかった昭和50年代に、すでに双方が取得できる教育課程を開設していたのである。その後監督官庁から他学科の開設もするように勧められてきたが、経営陣の「本学は、幼児教育・保育に特化し、全国をリードする」という固い決意のもとに、現在に至っている。

現在、地元福岡県近郊を中心として全国各地に至るまで、卒業生の約1万8千余名が、現役で幼児教育・保育現場で活躍をしている。その中から多くの園長・主任格が生まれ、就職の面でも本学と太いパイプを作っている。

本学の学修は、保育者養成を開学以来続けてきており、本学創設者が「幼児教育学を学ぶのではなく、幼児教育者を学ぶ。」と遺した言葉からも、また建学の精神に基づいた教育目的、そしてこの後の自己点検評価に記述されている教育課程の特徴からも実践教育を柱とした現場に強い保育者養成が、社会から要請され、また評価されている本学の現在の姿である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年	月	内容
昭和49年	6	第一保育短期大学 設置認可申請（文部科学省）
昭和50年	1	第一保育短期大学（幼児教育学科） 設置認可
昭和50年	3	第一保育短期大学 新校舎竣工
昭和50年	4	第一保育短期大学 開学 初代学長に田中勝規就任
昭和50年	4	第一回入学式
昭和50年	6	後援会設立総会
昭和51年	2	収容定員増認可
昭和51年	4	2号館完成
昭和51年	8	第一紅梅寮竣工
昭和52年	2	保母を養成する学校としての指定認可（福岡県）
昭和52年	3	同窓会発会式
昭和52年	4	学長に都築貞枝就任
昭和52年	4	3号館竣工
昭和52年	6	第二紅梅寮竣工
昭和53年	4	第一保育短期大学本館竣工
昭和53年	9	厚生会館竣工
昭和55年	1	都築泰壽学長に就任
昭和61年	11	開学10周年記念公開保育フェスティバル開催（福岡サンパレスにて）
平成元年	9	幼児教育研究会がアジア太平洋博に参加
平成5年	10	幼児教育研究会全員が国際ソロプチミストからシグマソサエティー会員に認証される
平成6年	10	こども劇場及びだいいち幼稚園園舎竣工
平成8年	4	新厚生会館竣工
平成13年	4	学長に都築仁子就任
平成19年	7	文部科学省より収容定員増認可
平成20年	3	厚生労働省及び福岡県より収容定員増認可
平成20年	4	第一保育短期大学を福岡こども短期大学に名称変更
平成20年	4	幼児教育学科をこども教育学科に名称変更
平成20年	9	九州厚生局養成施設実地調査適正と認定
平成20年	12	文部科学省より収容定員減認可
平成21年	3	厚生労働省及び福岡県より収容定員減認可
平成22年	4	文部科学省より「養護教諭二種免許状」課程認可
平成23年	11	幼児教育研究会が太宰府市より「市民活動賞」を受賞
平成28年	11	都築学園グループ60周年記念行事
平成28年	12	短期大学基準協会より「適格認定証」が授与

福岡こども短期大学

平成28年	12	文部科学省及び福岡県より入学定員・収容定員減認可
-------	----	--------------------------

現在に至る

2. 本学の現況

- ・ **短期大学名** 福岡こども短期大学
- ・ **所在地** 福岡県太宰府市五条3-11-25
- ・ **学科構成** こども教育学科

- ・ **学生数、教員数、職員数**

学生数	534人		
教員数	28人(専任)、25人(非常勤)	合計	53人
職員数	4人(専任)、8人(嘱託)、12人(パート)	合計	24人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準Ⅰ 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性・明確性

本学の使命・教育目的に関しては、学則第1条において「本学は、日本国憲法、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、本学建学の精神に則り、個性の伸展を図りつつ幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児教育に当たる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化への向上に貢献することを使命とする。」と規定し、学生及び教職員への周知のため、「学生要覧」に明文化している。

また「学生要覧」を使って、入学式直前あるいは直後の新入生オリエンテーション時において新入生に理解を図るとともに、高校生及び保護者に対しては、オープンキャンパスでの概要説明や本学ホームページにおいての情報公開の項目にも掲載している。

【資料1-1-1】【資料1-1-2】【資料1-1-3】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命は、学則の第一条で明示され、その簡潔な文章化は、本学ホームページの「本学の特徴」「情報公開」において平易な簡潔化された文章によって示されている。

また平成27年度自己点検で改善・向上項目として挙げた、本学の使命・目的を述べている学則第1条を、平易な文章で表現するという課題において、平成29年度大学案内にそれらを記載し、本学に関心を持つ高校生また保護者に容易に理解してもらえるよう改善を図った。【資料1-1-4】【資料1-1-5】【資料1-1-6】

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・教育目的は、幼児教育者・保育士養成の根幹に基づいたものであると同時に、本学はこども教育学科のみを標榜する専門の短期大学でもある。よって本学の使命かつ教育目的は、社会の変化に応じて、対応していく。

【エビデンス集・資料集】

【資料1-1-1】 福岡こども短期大学学則 【資料編 F-3】

【資料 1-1-2】 学生要覧 P.5 【資料編 F-5】

【資料 1-1-3】 本学ホームページ（情報公開）

<http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/jyohokokai.html?pid=23197>

【資料 1-1-4】 福岡こども短期大学学則 【資料編 F-3】

【資料 1-1-5】 本学ホームページ（情報公開）（資料 1-1-3 と同じ）

【資料 1-1-6】 福岡こども短期大学案内 P.4 【資料編 F-2】

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

学則第 1 条及び本学ホームページの情報公開における本学の使命・目的では、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」に基づく、学生個人が持つ第一義諦を活かした教育で、豊かな人格形成及び幼児教育者・保育士養成をめざすことを明示している。

【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

1-2-② 法令への適応

学校教育法第 108 条において、短期大学は「深く学芸において教授研究を行い、職業、実際生活における必要な能力を育成させる」と規定されている。本学の使命・目的においても『本学の建学の精神に則り、個性の伸展を図りつつ幼児教育に関する教授研究を行い、幼児教育に当たる心身健全で、知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児教育に当たる有為な人材を育成する。』と明記し、それらは適合している。【資料 1-2-3】

1-2-③ 変化への対応

昭和 50 年開学以来、本学の使命・目的は一貫している。これは戦後画一的な集団教育が進む中で、本学は既述したように、学生個人の個性の伸展を図りながら、その時点で社会が要請する幼児教育者・保育士を養成することを使命・目的に掲げていることから、確認は行っているが、変更はない。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

将来、時勢や社会的要請の大きな変化があれば、本学の使命・目的は変更があると考え

るが、現時点ではそれらの維持を大切に考えている。

【エビデンス集・資料集】

【資料 1-2-1】 福岡こども短期大学学則 【資料編 F-3】

【資料 1-2-2】 本学ホームページ（情報公開） (資料 1-1-3 と同じ)

【資料 1-2-3】 福岡こども短期大学学則 【資料編 F-3】

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への通知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学が所属する都築育英学園は、関連校として日本経済大学、リンデンホールスクール小学部、中高学部がある。その他福岡市南区にある第一薬科大学、福岡第一高等学校中心とした都築学園、鹿児島県霧島市の第一工業大学、第一幼児教育短期大学を拠点とする都築教育学園等を含め、すべての関連学園法人は同じ建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を掲げ、各々経済人、薬剤師、エンジニア等を養成、教育する業種は異なるが、この建学の精神に基づいた使命・目的を有する。

よって本学園理事会評議員会役員及び法人関連職員及び教員は、使命・目的を十分に理解している。

さらに、その教育課程における教育支援、学生支援、就職支援などを行う事務職員もそれらを十分理解し支持している。【資料 1-3-1】

1-3-② 学内外への周知

使命・教育目的の周知に関して学内では、入学式における学長告辞での表明、新年度のオリエンテーションにおいて説明を行っている。さらに学生要覧への掲載、短大敷地内及び教室での掲示を実施している。

学外へは、大学案内、ホームページに掲載し、またオープンキャンパス、進学ガイダンスにおいて周知を図っている。【資料 1-3-2】【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針などへの使命・目的及び教育目的の反映

乳幼児を取り巻く保育に関する課題である少子化、待機児童、保育者不足といった諸問題に対応するように、本学においては地域創成の一環である新しい保育施設への支援、協力をを行い、諸問題に対応できる意識を持った保育者養成を目指していく。

また本学の3つの方針において、まずアドミッションポリシーでは、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」に基づいた入学生受け入れの基本的理念とその評価システムを行い、またカリキュラムポリシーでは、教育課程の基本概念と方向性にそれらを活かし、ディプロマポリシーにおいては、使命・教育目的を反映した卒業認定に基づく短期大学士の学位授与を実践している。【資料 1-3-5】

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は、既述の通り、こども教育専門の短期大学である。開学以来、子ども中心の現場主義を徹底し、実践に強い保育者に特化してきたものである。

本学の教育研究組織は、すべて教務・実習・学生・就職・図書・紀要などの規程に基づいた委員会で課題が検討なされている。その後、運営委員会である部長会議で精査され、教授会に上がるシステムで機能的に運営されている。そしてそれらの根拠となる各規程は、建学の精神に基づいた使命・目的を規定する学則に準拠し、自ずと整合性が認められるのである。【資料 1-3-6】【資料 1-3-7】【資料 1-3-8】

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的は、本学の特性である実践力を身につけ、子どもに特化した教育である。これらは建学の精神によりこれからの幼児教育・保育に則して求められる保育者像を追求していく。

【エビデンス集・資料集】

【資料 1-3-1】 福岡こども短期大学案内 P. 34 【資料編 F-2】

【資料 1-3-2】 福岡こども短期大学案内 P. 4 【資料編 F-2】

【資料 1-3-3】 学生要覧 P. 5 【資料編 F-5】

【資料 1-3-4】 本学ホームページ（情報公開）（資料 1-1-3 と同じ）

【資料 1-3-5】 本学ホームページ（情報公開）（資料 1-1-3 と同じ）

【資料 1-3-6】 福岡こども短期大学学則 【資料編 F-3】

【資料 1-3-7】 学生要覧 P. 5 【資料編 F-5】

【資料 1-3-8】 学校法人都築育英学園規程集細目次 【資料編 F-9】

【基準 1 の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」に基づく使命・目的、教育目的により昭和 50 年の開学以来、一貫して、幼児教育・保育の単科の短期大学として、多くの有為なる保育者を社会に送り続けてきている。

その中で建学の精神、使命・目的は明確化されており、それらを教職員、学生に周知するとともに、大学案内及びホームページ等によって学外にも広く周知している。

福岡こども短期大学

また3つのポリシー、すなわちアドミッション、カリキュラム、ディプロマポリシーは、建学の精神に基づく本学の使命・目的に則した、一貫したものである。

そして使命・目的、教育目的に基づく本学の教育研究は、その時々^々の社会状況、社会的要請に応えるべき努力を重ねてきたと同時に、今後もPDCAサイクルに従った自己点検、改善を行う。

これらのことから、基準1を満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では、文部科学省令による3つのポリシーの公表の義務化以前より、ディプロマ及びカリキュラムポリシーと整合性のあるアドミッションポリシーを定め、ホームページの情報公開において、公表している。【資料 2-1-1】

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学のアドミッションポリシーでは、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に基づく、入学者の第一義諦である個性や得意分野を活かしながら総合的な技能、知識、能力を形成する教育目的のため、また総合的人間力を有し、保育・こども教育への強い関心・素養そして意志を評価する。調査書等での評価点のみならず、本学独自の選考において用いるための事前提出物である「保育者カード」による評価、またそれに基づいた面接、歌唱（子どもの歌）・子どもの遊びを通して保育者としての資質や適性を図る入学者選抜を実施している。専任教員による選抜評価の判断確認、教授会による合否判定という公正かつ妥当な手順で実施し、その内容および運用の見直しを行っている。【資料 2-1-2】

【資料 2-1-3】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の収容定員は、平成22年より入学定員350名、収容定員700名となっている。そして今年に至るまでエビデンスが示す志願者数で推移している。平成28年度に文部科学省、厚生労働省（出先機関として福岡県庁）に、1学年50名ずつ計100名の収容定員減の申請を行い受理され、入学定員が300名、収容定員が600名となった。定員には達していないが、数字が示す通り、志願者は増加している。【資料 2-1-4】

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

今年度入試において、新入生が280名となり、学年定員の約9割以上を確保したが、マスメディアが伝えるように、保育者の賃金の低さや就労環境の改善が遅れていること等が、受験生に伝わっているため、本学としては高大連携の機会やオープンキャンパスを通して幼児教育・保育の意義や魅力を啓蒙して志願者の増加を図っていく。

【エビデンス集・資料集】

- 【資料 2-1-1】 本学ホームページ（情報公開）（資料 1-1-3 と同じ）
【資料 2-1-2】 学生募集要項【資料編 F-4】
【資料 2-1-3】 保育者カード
【資料 2-1-4】 学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）
【データ編 表 2-1】

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の学則第 1 条に目的及び使命として、本学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を掲げ、「教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、本学建学の精神に則り、個性の伸展を図りつつ幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で、知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児保育にあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。」としている。【資料 2-2-1】

この教育目的をもとに立てたカリキュラムポリシーに基づき、教育課程を設定している。これらはいずれも、本学ホームページ「情報公開」に掲載し明示している。

本学の教育課程はこども教育学科の 1 課程であり、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格を取得するために「教育職員免許法及び施行規則」、「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による修業科目及び単位数を同号の規程による履修方法」に基づいて編成している。授業科目は、「教養科目」と「専門科目」に分類し、体系的編成を行っており、教育目的を達成するため修得を義務付ける「必修科目」、指定された開設科目の中から自由に選択し履修可能な「選択科目」がある。

【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

1) 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

本学は幼稚園教諭、保育士の養成校であり、平成 22 年度より養護教諭の養成も行っており、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格を取得するための科目内容は、教育職員免許法及び施行規則、児童福祉法、社会福祉法によ

り定められており、それらに従いながら本学の特色を反映した構成としている。また、本学のカリキュラムポリシーに沿った教育課程の体系的編成を行い、教授方法の工夫・開発を行っている。

授業科目は学則第10条、履修の方法は学則第13条に示しており、その目的と内容、教育効果を考慮して、講義、演習、実習、実技の4つの授業形態としている。幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得する場合は、学則「第10条別表第1に定める必修科目のほか履修規程に従うものとする。」と示しており、養護教諭二種免許状を加えて取得する場合は、「別表第2に定める科目のほか履修規程に従うものとする。」と示している。単位の算定は、学則第11条に「(1) 講義及び演習については、その授業に応じて、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。(2) 実習及び実技については、その授業に応じて、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。」と示している。履修登録単位数の上限は、履修規程に示している。【資料2-2-7】【資料2-2-8】【資料2-2-9】【資料2-2-10】

卒業に必要な単位数は、「必修科目」16単位、「選択科目」46単位以上で、合計62単位以上である。また履修規程 別表「履修科目一覧表」に、それぞれの免許・資格を取得するための単位数や、選択科目を学生が適切に判断して選択できるように、開講している授業科目を明示し、履修区分に応じる必修科目と選択科目を示している。

本学では、それぞれの免許や資格取得をするために定められた科目を履修しなければならないことから、必修科目の割合が高くなっている。しかし、一部の科目「養護教諭二種免許状を取得するための科目」、「幼児教育研究Ⅰ・Ⅱ」の研究会選択、「保育方法論」のコース選択、「レクリエーション講義・実技」、「在宅保育」においては、学生の選択の自由を保障している。「幼児教育研究Ⅰ・Ⅱ」は、学生要覧 履修規程付紙1「幼児教育研究Ⅰ・Ⅱ履修要領」において選択できる研究会名を、「保育方法論」は、学生要覧 履修規程付紙2「保育方法論履修要領」において選択できるコース名をそれぞれ明示している。【資料2-2-11】

上記に示した免許・資格以外に、教育課程に従って履修することにより取得できる免許・資格は、レクリエーション・インストラクター認定証、認定ベビーシッター資格（在宅保育の単位取得と保育士資格取得を前提とする）がある。また、幼児教育研究会活動を通して取得できる資格（関係団体の内容受講及び実技発表による資格取得）は、バルーン初級認定証、赤十字幼児安全法支援員、日本マーチングバンドバトントワリング協会公認指導者ライセンス、裏千家茶道免許状（初級・中級）及び裏千家茶道文化検定、草月流免許状、公益財団法人日本習字教育公益財団発行師範免許状、こども環境管理士2級、色彩検定及び美術検定、社会福祉法人全国手話検定がある。更に集中講義を受講することにより取得できる資格（受講後、関係団体の筆記試験合格にて資格取得）として、おもちゃインストラクターがある。これらの免許・資格は、福岡こども短期大学学校案内（パンフレット）、本学ホームページ、学生要覧に記載している。【資料2-2-12】【資料2-2-13】【資料2-2-14】【資料2-2-15】

免許・資格に係る実習を履修する際には、実習委員会を開催し、実習への参加や評価判定等を行っている。本学には各学生の出身地区毎に地区アドバイザーが配置され、学生の実習を支援している。学生の学習状況の確認、履修科目の状況を把握し、学生の次への実習に向けたアドバイス等も行っている。また、地区アドバイザーと実習担当職員は情報交換をし、効果的な学習の達成を図っている。【資料2-2-16】【資料2-2-17】【資料2-2-18】

2) 教授方法の工夫・開発、教育方法改善のための体制の整備・運用

「幼児教育研究Ⅰ」は、卒業、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、「幼児教育研究Ⅱ」は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の「必修科目」である。本学のカリキュラムポリシーに、「学生一人一人の個性の伸展を図り、専門知識や技術・技能の習得に留まらず、社会人として必要なマナーを身に付け、保育者としての自覚・責任を持って行動する力を養う。また、地域に開かれた短期大学として、様々な行事に参加し、貢献する。」と示していることを受け、本学の公開講座「こどもの日を祝う集い」、「七夕まつり」、「こどもフェスティバル」や附属園の行事、地域貢献等において、各研究会の学生に発表の機会があり大きな成果をあげている。【資料 2-2-19】

「保育方法論」は、2 年次前期末と後期末に、各コースの授業学修成果を確認する場として、学生が立てた指導案を基に附属園の幼児を対象に指導を行う研究保育を実施している。この研究保育を実施するにあたり、「保育方法論」授業担当教員 3 名が附属園との調整を行い、全担当教員と情報交換する場を設け、研究保育をスムーズに行えるように進めている。各コースの学生は、附属園の先生と事前打ち合わせを行い、当日の指導に臨み、成果をあげている。【資料 2-2-20】

「保育・教職実践演習（保育・幼稚園）」、「教職実践演習（養護）」では、部外講師を招き、保育や学校教育に携わる教職員から講話をしていただく機会を設けている。学生は、これらの話を受けて、各コースに分かれ、グループ内で課題解決のためのディスカッションを行い、学生自身が知識を広げたり深めたりしている。各コースを担当する教員は、これらの授業で使用する冊子を作成し、スムーズに授業を展開できるように工夫している。【資料 2-2-21】

「子どもの音楽遊びⅡ」では、学生の到達度別クラスを設け、本学独自に作成した難易度を示した「Piano Level Check Assessment」（ピアノグレード表）を使用して、レベル別に教科書『やさしく弾ける童謡集』を用いて、ピアノ伴奏法の授業を展開している。特に初心者の学生に対しては、本学独自の簡単に弾ける伴奏法が載っている教科書『もっとやさしく弾ける童謡集』を作成し、指導法を工夫している。【資料 2-2-22】【資料 2-2-23】

【資料 2-2-24】

本学では前期・後期授業終了時において、授業評価アンケートを実施し、それぞれの授業担当者にアンケート結果を伝えている。各教員は授業評価結果を真摯に受け止め、次年度の授業に向けて改善点や工夫等を示している。【資料 2-2-25】【資料 2-2-26】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 22 年度より養護教諭二種免許状に関する認可を受け、「教育職員免許法及び施行規則」に基づいて教育課程を見直し、養護教諭二種免許状取得のための選択授業を開設し、年々、希望者の増加が見られる。しかし、履修後途中辞退する学生も少なくはない。オリエンテーション時に、より詳しい授業説明や質問等に対応し履修に向けての検討時間が必要と考えられる。2 年間で養護教諭二種免許状、幼稚園二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格を併せて取得する学生はとても過密な履修状況であるが、将来、養護教諭としての知識や技術を取得した上で、幼稚園教諭や保育士になる学生が多いことから、学

生が履修しやすい状況を今後も検討していくことが必要であろう。また、教授の工夫は引き続き授業アンケートの結果を通じて教育改善に取り組むようにしていく。さらに教育改善研究に多数の教員が参画していく。

【エビデンス集・資料集】

- 【資料 2-2-1】 本学ホームページ (情報公開) (資料 1-1-3 と同じ)
- 【資料 2-2-2】 学生要覧 p.2 カリキュラムポリシー【資料編 F-5】
- 【資料 2-2-3】 授業科目の概要【データ編 表 2-5】
- 【資料 2-2-4】 本学ホームページ (情報公開) (資料 1-1-3 と同じ)
- 【資料 2-2-5】 教員職員免許関係法規集「教育職員免許法及び施行規則」
- 【資料 2-2-6】 児童福祉法「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による修業科目及び単位数を同号の規程による履修方法」
- 【資料 2-2-7】 本学ホームページ (情報公開) (資料 1-1-3 と同じ)
- 【資料 2-2-8】 学生要覧 p.6 第 10 条, p.7 第 13 条【資料編 F-5】
- 【資料 2-2-9】 授業科目の概要【データ編 表 2-5】 (資料 2-2-3 と同じ)
- 【資料 2-2-10】 年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業 (修了) 要件 (単位数)【データ編 表 2-8】
- 【資料 2-2-11】 学校法人都築育英学園規程集細目次【資料編 F-9】
- 【資料 2-2-12】 福岡こども短期大学案内 p.5~6【資料編 F-2】
- 【資料 2-2-13】 学生要覧 p.9 第 25 条【資料編 F-5】
- 【資料 2-2-14】 レクリエーション・インストラクター課程認定関係書類
- 【資料 2-2-15】 認定ベビーシッター資格課程認定関係書類
- 【資料 2-2-16】 実習委員会
- 【資料 2-2-17】 本学ホームページ (取得できる資格)
<http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/license.html?pid=21589>
- 【資料 2-2-18】 地区アドバイザー配置
- 【資料 2-2-19】 学生の課外活動への支援状況
- 【資料 2-2-20】 「保育方法論」研究保育計画
- 【資料 2-2-21】 「保育・教職実践演習 (保育・幼稚園)」「教職実践演習 (養護)」資料
- 【資料 2-2-22】 『やさしく弾ける童謡集』
- 【資料 2-2-23】 『もっとやさしく弾ける童謡集』
- 【資料 2-2-24】 「Piano Level Check Assessment」 (ピアノグレード表)
- 【資料 2-2-25】 授業評価アンケート質問紙
- 【資料 2-2-26】 授業評価アンケート結果

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及

び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

1) 教員と職員の協働による学修支援体制

本学の支援体制は、図 2-3-① に示すように構成されている。

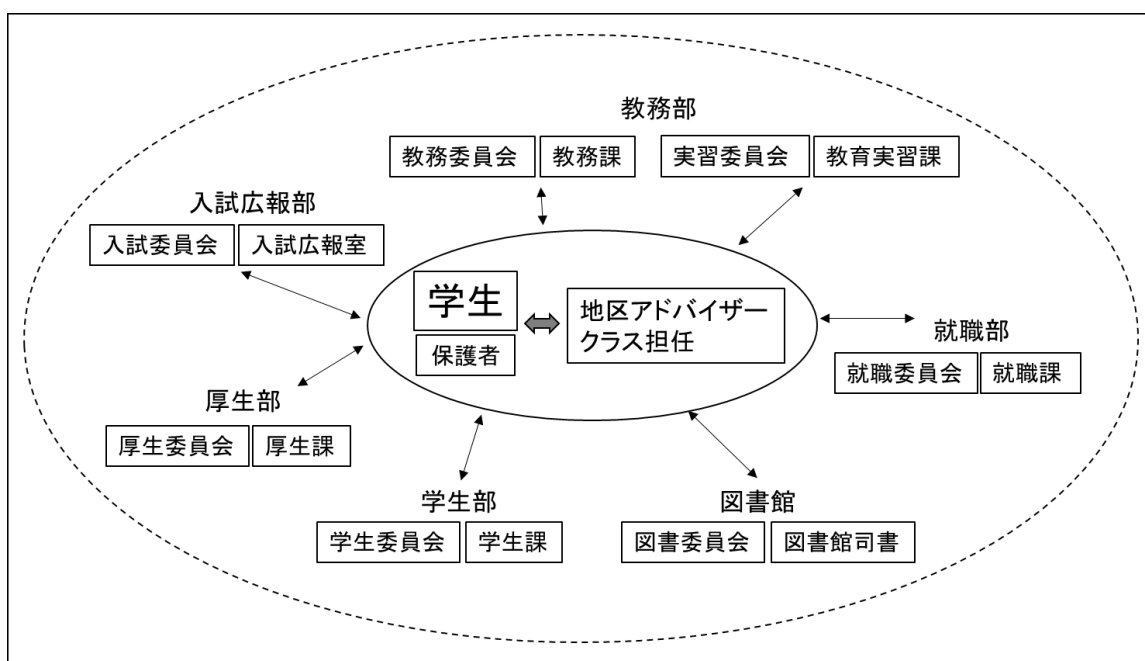


図 2-3-① 学修支援体制の図式

A) クラス担任と地区アドバイザーによる支援体制

本学には、学生が安心して2年間学習に取り組み、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、クラス担任と地区アドバイザーを設け、担当教員が学生とのコミュニケーションを図りながら学生の相談に乗ったり、適切な指導や助言を行ったりしている。

クラス担任は各クラスに2名の専任教員を配置し、また、地区アドバイザーは学生の出身県や出身地区ごとに教員を配置して、それぞれの学生を支援するクラス担任と地区アドバイザーは連携を図りながら、学生の入学から卒業までの支援をしている。

主な支援事項は、学生生活に関する事項、修学に関する事項、学籍に関する事項、その他の相談事項であり、入学式後には、保護者にもクラス担任及び地区アドバイザーを紹介する機会を設けている。

入学式終了後に行うフレンドシップセミナーや、秋に行うクラスマッチでは、クラスの学生同士やクラス担任との交流を図る良い機会となっている。さらに、毎週月曜日V講時

目にはクラスホームルームや地区ホームルームが実施され、各担当教員とは密に関わる機会となっている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】

B) 各委員会と各課職員との協働

教務委員会及び教務課の連携については、オリエンテーション時における履修指導及び履修届、出席状況の把握、単位取得や各種免許状資格申請手続き、授業評価アンケートの実施、公開講座の実施等、教員と職員が協働して行っている。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】
【資料 2-3-6】

学生委員会及び学生課では、職員と協働して学生生活が円滑にいくよう学内の環境を整備し、学内施設の案内をはじめ、通学に関する支援を行っている。さらに、学生への様々な情報を教職員間で共有し、掲示板などを利用して学生へ伝達を行っている。

課外活動において、全学生の所属する「幼児教育研究会」に本学附属園をはじめ、近郊の幼稚園、保育所、社会福祉施設、特別支援学校等からの支援依頼は学生課が窓口となり、指導教員へ伝達するとともに円滑に活動が行われるように支援している。また、太宰府市内の大学・短期大学で組織されている「キャンパスネットワーク会議」の窓口として、教職員と協働し学生間交流の推進に当たっている。【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】

就職委員会及び就職課では、就職に向けた相談窓口を常設し、就職に関する情報提供をしている他、就職ガイダンス・専任教員による地区アドバイザーの3つを主な柱として、学生らの就職活動が円滑に進むよう教員と職員が協働し、就職支援に当たっている。

就職部では相談窓口を設け、専門スタッフ（職員）が求人票等を管理している。求人票が新たに窓口へ届いた際は、地区アドバイザーに連絡を取り、地区アドバイザーから学生への伝達を依頼するなど、細やかな支援がなされている。

就職ガイダンスにおいては、学年全体を集めた講義形式のガイダンスと、地区アドバイザー別に学生らが分かれ、実践や指導を行うガイダンスを併せて行っている。講義形式のガイダンスでは、就職課専門スタッフを中心として、「履歴書の書き方」・「求人に対する応募要領」などを行う他、幼稚園連盟・保育協会主催による、園長や卒業生を招いた就職説明会を毎年開催している。地区アドバイザー別の就職ガイダンスでは、「履歴書の書き方の確認」・「論作文の添削」・「面接指導」など、一人ひとりの学生のニーズに応じた指導を行っている。

地区アドバイザーは、上述した支援等を協働で行う他に、学生との面談や、保護者を含めた三者懇談での結果を就職課に報告し、就職が円滑に進むよう組織的に支援に当たっている。【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】

厚生課は相談窓口を常設し、専門職員を配置、各委員会との調整・連携を図った上で窓口業務に当たっている。主な業務としては、奨学金関係と学生寮における様々な学生からの質問等に対応し、各登録手続きや学生の寮生活全般にわたる指導や相談支援等を実施している。また管理運営上においても、寮監スタッフと調整し、厚生部長と共に厚生委員及び地区アドバイザーとの連携を図りながら学生支援活動を行っている。年度末には、次年度に向け、寮運営全般について、関連校の日本経済大学と会同して年間の調整のための検討会を設け、共有・協働意識を持って連携、施策を推進している。さらに新入生全学生に対しては、入学時に行われるオリエンテーションにおいて、独立行政法人日本学生支援機

構の奨学金や各県の奨学金制度の内容説明を実施している。その手続き案内、必要書類、証明書発行等を職員及び厚生委員や地区アドバイザーを通じて、学生が2年間の在学中、円滑に安心して学業に専念できるよう親身で細やかな配慮や指導援助、支援を行っている。

【資料 2-3-11】

入試委員会及び入試広報室では、入試広報室に3名の専門スタッフ（職員）を配置し、その中にアドミッションオフィスを設け、オープンキャンパス参加希望者及び入学志望者の相談窓口となるほか、入学試験・オープンキャンパスが円滑に進むように、教職員が連携し、組織的に支援している。特に入学者に対して、その情報を学生課と共有し、新年度からの学習に速やかに取り組めるように、協働している。

図書委員会及び図書館司書は図書館報「梅苑」を作成しており、図書委員と司書が原稿を集め、印刷業者の対応に当たっている。また、図書委員は紀要委員も兼務しており、研究紀要原稿集めから、査読後の印刷に出す等、図書館業務が円滑に進んでいくよう協働している。本学には学生の図書委員を配置しており、学生の図書委員活動が円滑に行われるように支援している。【資料 2-3-12】 【資料 2-3-13】

c) 本学の公開講座における支援体制

本学は保育者を育成する短期大学であるということもあり、日本古来からの行事である「端午」、「七夕」を取り上げ、本学の公開講座「こどもの日を祝う集い」「七夕まつり」として地域に発信している。また、本学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」を具現化した幼児教育研究Ⅰ・Ⅱの授業成果を発表する場として「こどもフェスティバル」を開催している。これらの公開講座は、全教職員の役割分担を示した組織表に従って全教職員が協力し、学生を支援しながら進めている。それぞれの行事においては大勢の参加があり、学生にとっても達成感を味わう機会となっている。幼児教育研究会のボランティア活動支援では同書と活動報告書を提出している。その活動結果は図書館が発行している「梅苑」にも掲載し、公表している。また、各幼児教育研究会では、1年間の研究活動を「幼児教育研究誌」にまとめる支援も行っている。【資料 2-3-14】 【資料 2-3-15】

2) 学修及び授業支援の充実

本学には教員の教育活動を支援するためにTA(Teaching Assistant)を配置していないが、教員同士で連携をとり、資質を向上させながら、お互いに教育活動を支援している。

新入生の入学前教育として、保育者に求められるピアノ伴奏技術の習得を、少しでも早い時期から行えるように、本学のピアノの授業「子どもの音楽遊びⅡ・Ⅲ」で使用している教科書『やさしく弾ける童謡集』を送付し、練習を促している。【資料 2-3-16】

また、入学後や進級時において、オリエンテーションを実施している。入学時にはクラス担任立会いのもと、教務部長より履修指導を行い、学生が入学から卒業までの履修目標を設定し、学生自身が履修した授業を受けられるように支援している。前、後期試験では教務委員が学生の対応や相談に乗っている。さらに、進級時のオリエンテーションにおいては、選択科目を受講する学生や再履修科目を含む学生もいることから、クラス担任や教務委員が細かに相談に乗りながら、履修届出が行えるように支援している。【資料 2-3-17】

【資料 2-3-18】

授業支援については、本学ではオフィスアワーという言葉は使用していないが、教員の空き時間や放課後を利用し、習熟度が遅い学生に対して支援を行っている。

「子どもの音楽遊びⅡ・Ⅲ」ピアノの技術を習得する授業においては、個人レッスン形式を行っている。「子どもの音楽遊びⅠ」、理論の基礎知識の所では、細かい指導支援をしている。

「子どもの体育遊びⅠ」、「子どもの体育遊びⅡ」などの幼児体育分野の授業では、実技試験に合格できない学生を対象に支援している。

「実習総合」「保育課程総論」などの保育分野の授業では、実習に関する質問や相談、実習日誌や指導案記述に関する支援を行っている。実習指導では、事前・事後指導や見学実習の他さまざまな事務手続き、書類の整理が必要となる。事前指導には実習オリエンテーションの名称で、実習の手引き「レッツスタート」を用い、2年間にわたって、15回実施している。その際、学生と共に地区アドバイザーも同席して指導内容を確認し、アドバイスを行っている。実習先の選定や事務手続きが必要な書類については、地区アドバイザーと相談し承認を得ながら進めている。事務手続きの書類は、実習課の職員が取りまとめ、不備があれば、地区アドバイザーを通して学生に再提出を求める等、細やかな支援をしている。【資料 2-3-19】【資料 2-3-20】

「養護教育」関係の授業では、免許取得に養護実習必修単位の修得が必要不可欠であるため、「養護教諭二種免許状ガイダンスシート」を用いて学生の学修状況や自己評価を養護担当教員および地区アドバイザーで確認している。具体的には1年次前期の中間時点に到達度テストを行い、養護実習担当教員および地区アドバイザーから学習到達度状況についてのフィードバックを行い、習熟度の低い学生については空き時間を利用して補講や課題を実施し学修を支援している。また、養護実習前後には、事前指導として実習校との連絡調整や保健指導案・ほけんだより作成の指導、事後指導としては実習評価の振り返りを行っている。このように、2年間を通して免許取得に対して学生が意欲的に取り組むことができる体制を整備している。【資料 2-3-21】

就職においては、1年後期より就職ガイダンスを実施し、履歴書の書き方や求人票の見方、就職への取り組み等について支援している。就職課に届いた求人票は、即日、地区アドバイザーに知らされ、受験希望者へ連絡を行っている。また円滑に就職が決まるように、論文指導や面接指導等も支援している。

3) 休学者・退学者・留年者を減少させるための方策

過去3年間の中途退学者数は、平成25年度30名(7.2%)、平成26年度32名(7.0%)、平成27年度25名(5.0%)と推移している。平成28年度は265名入学し中途退学者が21名(4.4%)であり、減少傾向にある。退学者を含めこれらの学生の対応については、クラス担任と地区アドバイザーとが学生課と協働し、学生及び保護者と複数回に渡り学業継続の面談を重ねている。経済的な理由から退学を申し出た学生には、学校提携の教育ローンが借りられるシステムについて説明し、学業の継続を促している。さらに独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の給付を受けている学生には、貸与金額の増額についての相談や支援を行っている。また、退学を申し出てきた学生の相談に乗り、休学制度についても必要に応じて説明を行っている。本学のシステムである一人の学生を地区アドバイザーとク

ラス担任という立場での教員の関わりにより、学生の意思や方向性を見失うことなく支援していくことが退学・除籍・留年をより減少させる一助になっている。【資料 2-3-22】【資料 2-3-23】【資料 2-3-24】

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援体制のもと、これまでに実施してきた取り組みを継続し、さらに教職員が一丸となって協働を推進するとともに、一人ひとりの学生の学修支援を行っていく。また、地区アドバイザーとクラス担任の制度をより強化し、学生の情報を共有しながら支援していくことができるよう努力していく。

【エビデンス集・資料集】

- 【資料 2-3-1】 各行事の組織表
- 【資料 2-3-2】 クラス担任表及び地区アドバイザー表
- 【資料 2-3-3】 平成 28 年度前期時間割、平成 28 年度後期時間割
- 【資料 2-3-4】 出席状況通知書
- 【資料 2-3-5】 各種免許状・資格申請書類「各種証明書発行申込書」（教務課）、「証明書発行申込書」（学生課）
- 【資料 2-3-6】 授業評価アンケート質問紙（資料 2-2-25 と同じ）
- 【資料 2-3-7】 学生要覧 p. 91, 92「校舎内教室等配置図」【資料編 F-5】
- 【資料 2-3-8】 学生要覧 p. 31「幼児教育研究 I・II 履修要領」【資料編 F-5】
- 【資料 2-3-9】 就職のしおり
- 【資料 2-3-10】 就職ガイダンス 配布資料
- 【資料 2-3-11】 学生要覧 p. 76, 77「日本学生支援機構等奨学生に関する規程」
【資料編 F-5】
- 【資料 2-3-12】 梅苑 第 40 号
- 【資料 2-3-13】 福岡こども短期大学 研究紀要
- 【資料 2-3-14】 各行事の組織表（資料 2-3-1 と同じ）
- 【資料 2-3-15】 幼児教育研究誌「幼児教育研究 2016」
- 【資料 2-3-16】 『やさしく弾ける童謡集』（資料 2-2-22 と同じ）
- 【資料 2-3-17】 学生要覧 p. 25～30「履修規程」【資料編 F-5】
- 【資料 2-3-18】 履修届け用紙
- 【資料 2-3-19】 実習の手引き「レッツスタート」
- 【資料 2-3-20】 実習ガイダンス 配布資料
- 【資料 2-3-21】 養護教諭二種免許状ガイダンスシート・履修カルテ
- 【資料 2-3-22】 学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）【データ編 表 2-4】
- 【資料 2-3-23】 提携教育ローンのご案内
- 【資料 2-3-24】 奨学金を希望する皆さんへ

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

学則第 23 条にある「本学に 2 年以上在学し、履修規程に定める 62 単位以上を修得した者」に対する単位認定については、学則第 15 条に「各科目修了の認定は、試験又はその他適当な方法によるものとする」と定めており、さらに、第 11 条に「授業科目の単位算定は、次の基準による。(1) 講義及び演習については、その授業に応じて、15 時間から 30 時間までの範囲をもって 1 単位とする。(2) 実習及び実技については、その授業に応じて、30 時間から 45 時間までの範囲をもって 1 単位とする」と明記している。

授業への出席管理は、授業毎に学生署名のマークシート式出席カードを配布・回収し、速やかに本学教職員によって処理され、教務課によって一括管理している。このシステムによって、授業担当教員が必要な授業回数を実際に行っていることも教務課で確認できる。本学では、学生一人ひとりが利用できるキャンパスプラン学生 Web サービスを運用している。キャンパスプラン学生 Web サービスでは、シラバスの閲覧、学生個人の単位の取得状況や履修状況、各授業への出席状況の確認が行えるようになっている。一方、教職員も、学生一人ひとりの学修状況・学修成果を把握し、学生の指導に役立てることができている。

【資料 2-4-1】【資料 2-2-2】

加えて、出席状況を記載した出席状況通知書を毎月 1 回、年間計 8 回にわたって全学生はそれぞれが所属する各地区アドバイザー又はクラス担任の教員より配布を受けており、学生・教員相互で出席管理・確認が確実になされている。【資料 2-4-3】

次に各授業科目の成績評価については、シラバスの「評価方法」欄に記載した通りに成績が出されており、その方法は、本学履修規定第 11 条に「筆記試験、口述試験、レポート、論文、受講態度などにより評価するものとする」と定められ、多角的な成績評価が可能になっている。成績評価は秀・優・良・可・不可によって評価されており、同一科目内で不均等がないように分野毎に細かな成績基準を設け点数化している。【資料 2-4-4】

また、実習の成績評価においては、実習事前・事後評価と、実習先からの評価を併せて、実習委員会で諮り、総合的に評価している。その結果、指導が必要な学生に対しては、地区アドバイザーと実習担当教員が実施する個別面談を通して、課題を明確にし次の実習への指導を行っている。

単位が認定されなかった科目については、各科目の授業担当教員ならびに該当学生が所属する各地区アドバイザーに、教務課より速やかに連絡が行われる。認定されなかった理由や、卒業指導が必要な場合は面談を行い、授業担当者との間で状況確認がなされる体制となっている。

以上のような経過の後に、授業担当者が成績評価を行い、学則第 23 条に示す通り、履修

規程に定める 62 単位以上を修得した者に対して、教授会の中で卒業判定が諮られ、学長決裁のもと認定を行う。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

特に問題はなく、現状の体制を維持することができる。

【エビデンス集・資料集】

【資料 2-4-1】 出席カード

【資料 2-4-2】 キャンパスプラン Web 上サービス

【資料 2-4-3】 出席状況通知書 (資料 2-3-4 と同じ)

【資料 2-4-4】 成績評価基準【データ編 表 2-6】

【資料 2-4-5】 福岡こども短期大学学則【資料編 F-3】 (資料 1-1-1 と同じ)

【資料 2-4-6】 学生要覧 p.9 第 23 条【資料編 F-5】

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) 就職支援の内容

本学では学生への積極的な就職支援を行い、開学以来、希望者の 100%が就職を達成している。その中の大多数が、保育・福祉・教育等の専門職に就き活躍している。今後も学生一人ひとりのニーズを聴き、個別に対応を行うことで就職に対する満足度を高めていくことを目標としている。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

本学は卒業と同時に、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、併せて、養護教諭二種免許状を取得できるようカリキュラムを編成している。心と身体・健康の専門家として、カウンセリングや看護の知識を備えた幼稚園教諭・保育士育成を目指し、養護教諭二種免許状取得のカリキュラムを編成している。【資料 2-5-3】

本学での就職支援は、就職課に相談窓口を常設し、就職に関する情報提供をしている他、就職ガイダンス・地区アドバイザーの 3 つを主な柱として支援に当たっている。

A) 就職課窓口での就職相談・情報提供

就職課では相談窓口を設け、専門スタッフを配置し、学生たちへの求人情報の提供・相談ができるよう支援している。【資料 2-5-4】

窓口では、各県、各地区別に、幼稚園・保育所・社会福祉施設・企業一般にファイリングし、①求人票 ②過去の就職試験課題（登録試験・教員採用試験含む）③幼稚園，保育所，社会福祉施設，企業一般等のパンフレット、等の資料を常設開示している。学生が就職を希望する地区、及び業種を閲覧できるよう配慮している。

B) 就職ガイダンス

就職ガイダンスは、1年次の11月からスタートし、就職に向け準備を進められるよう促している。1年次においては「卒業後の進路選択」・「履歴書の書き方」を実施している。2年次には、「求人に対する応募要領」・「内定までの心構え」・「面接試験のポイント」・「作文試験対策」・「就職内定者に対する留意事項」等を実施している。平成28年度実施の就職ガイダンスでは、平成27年度就職支援アンケートにおける改善課題を基に、ガイダンスの内容を再考すると共に、地区アドバイザーによる模擬面接や論作文の指導も実施し、より実践的な指導をガイダンスの一環として取り入れた。【資料2-5-5】 【資料2-5-6】

その他、幼稚園連盟・保育協会主催による、園長や卒業生を招いた就職説明会を毎年開催している。またガイダンス内で社会福祉施設長を招き、就職説明会を実施している。学生たちは保育現場の率直な実体験を聞く機会となり、進路選択の一助となっている。

【資料2-5-7】 【資料2-5-8】

加えて「保育者論」、「礼法マナー」等、資格取得必修科目の講義内でも就職に向けた指導を実施している。

C) 地区アドバイザー

地区アドバイザーは、教員が各県別に学生を担当し、入学から実習、学校生活、就職までをサポートしている。具体的な就職支援内容としては、担当学生の就職先選択から、就職試験対策、内定後の研修相談、さらに就職先への訪問及びサポートに至るまでを、教員が個別に行っている。併せて、各県ごとに三者懇談の機会を設け、保護者と就職に向けた意思疎通を図り、就職が円滑に進むよう配慮している。【資料2-5-9】 【資料2-5-10】

2) 就職支援の取り組みに対する検証と評価

上記の就職支援の取り組みにおいて以下の検証を行い、実施内容の見直し・改善を図っている。

A) 就職支援アンケート

平成27年度より、就職内定者を対象に、学内での就職支援に対するアンケート調査を行い、今後の就職支援改善に役立てている。また就職活動を控えた在学生にこのアンケート結果を提示し、参考資料として役立てている。【資料2-5-11】

アンケート調査は、就職園（社会福祉施設含む）から内定書の届いた学生に対し、就職課窓口にて回答を求めた。アンケート形式は4件法で行い、その回答理由を自由記述で求めた。アンケートは記名式で、回答時間は15分程度であった。回答数は190件であり、4件法で得られた回答は、その割合を計上し検証した。【資料2-5-12】

平成28年度実施の就職支援アンケートでは、以下のような結果が得られた。

就職結果に対しての満足度は、94%の学生が希望した園に就職できた（希望通り：74%、やや希望どおり：20%）と回答した。さらに、就職活動全体に対する満足度は、92%の学生が満足した結果だったと回答している（大変満足：59%、満足：33%）。したがって、大多数の学生が希望の園へ就職し、結果として満足していることが分かった。

さらに、学校側から学生への就職支援に対する満足度は、95%の学生が満足している（大変満足：38%、満足：57%）と回答しており、全体的に充実した就職活動となり得ていることが明らかとなった。また、学校側の働きかけで良かった点について自由記述形式で得られた回答で類似したものをカテゴライズし、その傾向を見た。最も多い回答が「親身に相談を聞き・支援してくれた（地区アドバイザー・就職課）」、続いて「園の情報を積極的に提供してくれた（地区アドバイザー・就職課）」、「就職ガイダンスで就職までの流れ・情報が得られた」などが見られた。また少ない回答数ではあったが、「もう少し情報が欲しかった（福岡県外・無認可園）」等の回答もあった。このことは、学校に届いた求人については、認可園を中心として地区アドバイザーに情報が発信されており、無認可園からの情報は、就職課に随時開示されているものの、学生らの目にとまりにくいことが原因と考えられた。

以上のことから、本学の就職支援は、地区アドバイザーを中心とした細やかな支援が、学生の満足のいく就職に確実につながっていると見えよう。しかしながら、小規模園に対する情報・求人などの情報提示に認知度が低いと考えられ、提示の仕方について今後検討が必要である。

B) 就職先アンケート

本学卒業生の就職先（幼稚園・保育所・こども園・社会福祉施設）を対象に、就職し一年経過後に『本学卒業生に対する評価』についてのアンケート調査を行っている。調査事項は、平成27年度実施したアンケート調査における改善課題を考慮し、「マナー・エチケット（3項目）」・「態度（2項目）」・「管理（2項目）」・「保育技術（5項目）」の4領域・12項目を設定した。それぞれ3件法（良い・普通・努力が必要）を用いて回答を求めた。回答者は園にゆだねており、園長・所長・施設長・主任等の回答が主であると考えられる。回答数は90件であり、3件法で得られた回答は、その割合を計上し検証した。【資料2-5-13】

この調査結果については、本学の教職員で情報共有し、教養・専門教育にフィードバックしている。【資料2-5-14】

平成26年度卒業学生の就職先アンケート（平成28年4月実施）では、「服装・態度」の項目が最も“良い”と回答されており（61.1%）、続いて「言葉遣い」（57.8%）、「笑顔・表情」（55.6%）であり、「マナー・エチケット」の領域が高く評価されている事が分かった。

その他の領域においても、“努力が必要”との回答が3割を越える項目は無く、概ね良好であると考えられる。

以上の事から、本学の卒業生に対し就職先の園及び社会福祉施設からは、「マナー・エチケット」が良好であると評価されていることが分かった。今後は、現在評価されている「マナー・エチケット」を維持・継続するとともに、「態度」、「管理」、「保育技術」の領域も更なる向上を図る必要がある。

3) 進学支援の内容

より専門性を身に付けるために、四年制大学への編入学や、専攻科・専門学校への進学を希望する学生に対しては、就職課で情報提供（過去の試験課題・大学案内）を行っている。併せて、教員が各県別に学生を担当し、志望校の明確化、個別面談、試験対策、模擬面接等の指導を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

前述の取り組みを通して、学生の社会的、職業的自立に向けて、学生一人ひとりの希望や状況に合わせた支援の向上を図る必要がある。そのため、学生との個別面談の実施や、就職園・実習園との意見交換を図り、就職支援の見直しと検討を行うことで、さらに就職に対する満足度を高められる取り組みを実施する。

【エビデンス集・資料集】

- 【資料 2-5-1】 卒業後の進路先の状況【データ編 表 2-11】
- 【資料 2-5-2】 就職の状況【データ編 表 2-10】
- 【資料 2-5-3】 学生要覧 p.9 第 23 条～第 26 条【資料編 F-5】
- 【資料 2-5-4】 就職相談室の利用状況【データ編 表 2-9】
- 【資料 2-5-5】 就職のしおり (資料 2-3-9 と同じ)
- 【資料 2-5-6】 就職ガイダンス 配布資料 (資料 2-3-10 と同じ)
- 【資料 2-5-7】 幼稚園連盟主催 就職説明会資料
- 【資料 2-5-8】 保育協会主催 就職説明会資料
- 【資料 2-5-9】 本学ホームページ (本学の特徴)
<http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/feature/index.html>
- 【資料 2-5-10】 本学ホームページ (就職情報)
<http://www.fukuoka-kodomo.ac.jp/employmentinfo/index.html>
- 【資料 2-5-11】 就職支援アンケート質問紙
- 【資料 2-5-12】 就職支援アンケート結果
- 【資料 2-5-13】 就職先アンケート質問紙
- 【資料 2-5-14】 就職先アンケート結果①

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学の教育目的「本学建学の精神に則り、個性の伸展を図りつつ幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で、知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児保育にあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献すること」については、免許や資格の取得率と専門職への就職率の高さが目的達成の指標の一つになると考える。

本学では、学生一人ひとりが利用できるキャンパスプラン学生 Web サービスを運用している。キャンパスプラン学生 Web サービスでは、シラバスの閲覧、学生個人の単位の取得状況や履修状況、各授業への出席状況の確認が行えるようになっている。一方、教職員も、学生一人ひとりの学修状況・学修成果を把握し、学生の指導に役立てることができている。

【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

1) 免許・資格取得状況

学則第 25 条「免許・資格の種類」及び第 26 条「免許・資格の取得」が明記されている。また、ディプロマポリシーには、「こども教育学科のカリキュラムを履修し、専門知識をはじめ、保育技術や技能を修得し、社会人としての教養やマナーを身に付け、所定の単位を修得し、本学のディプロマポリシーを満たした者には卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。」とあり、さらに、「免許・資格を取得するための必要な単位を満たした者は、それぞれの免許・資格を授与する。」とある。【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】

本学においては、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格・養護教諭二種免許状・社会福祉主事任用資格を取得する学生は 126 単位を修得、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格・社会福祉主事任用資格を取得する学生は 88 単位を修得、保育士資格・社会福祉主事任用資格取得は 75 単位を修得、幼稚園教諭二種免許状・社会福祉主事任用資格取得は 62 単位を修得している。【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】

平成 28 年度は、幼稚園教諭二種免許状取得者 217 名（在学生 249 名中、87.1%）、保育士資格取得者は 231 名（在学生 249 名中、92.8%）、養護教諭二種免許状取得者は 59 名（入学時に養護教諭を希望した者 133 名中、44.4%）、社会福祉主事任用資格取得者 239 名（在学生 249 名中、95.9%）、認定ベビーシッター資格取得者 210 名（「在宅保育」受講生 210 名中、100%）であった。二年間で免許・資格を併せて取得するための修得単位数は多く、学生は意欲を持って努力し、その成果が免許・資格の取得へと結び付いている。

養護教諭二種免許状取得に関しては選択希望制を導入しているため、入学時約半数近い学生が養護教諭二種免許状取得を希望し学修を積む。しかし、2 年間で 126 単位という単位数を取得することは安易なことではなく、養護教諭二種免許状の最終的な取得率が低い現状である。

レクリエーション・インストラクター資格取得は 12 名（「レクリエーション講義・実技」受講生 14 名中、75%）であった。選択希望制であり、受講生の数が減少していることが懸念される。【資料 2-6-8】

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、養護教諭二種免許状・社会福祉主事任用資格を併せて取得した者は 58 名（卒業生 239 名中、23.3%）、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格・社会福祉主事任用資格取得者は 214 名（卒業生 239 名中、85.9%）、保育士資格・社会福祉

主事任用資格のみは16名（卒業生239名中、6.4%）、幼稚園教諭二種免許状・社会福祉主事任用資格のみは3名（卒業生239名中、1.2%）である。

本学の目指す保育者関連の資格を239名（在學生249名中、96.0%）の学生が取得している。これは高い取得率であり、学生、教職員、保護者をはじめとする関係者が協働して取り組んでいる成果の現れであり、各科目の指導や実習指導の内容の充実をはじめ、学生の生活全般を細やかに支援している結果である。【資料2-6-9】

また、本学の特色である幼児教育研究会活動を通して取得できる免許・資格（関係団体の内容受講及び実技発表による免許・資格取得）の取得状況は、バルーン初級認定証20名、赤十字幼児安全法支援員10名、裏千家茶道免許状（初級・中級）2名、裏千家茶道文化検定3名、草月流免許状1名、社会福祉法人全国手話検定1名である。さらに、集中講義を受講することにより取得できる資格（受講後、関係団体の筆記試験合格にて資格取得）として、おもちゃインストラクター認定証があり、今年度は11名の取得であった。

【資料2-6-10】

本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」に則り、学生一人ひとりが二年間の幼児教育研究会を通して自身の特技を磨き、免許・資格を取得することは、学生の自信となる。幼児教育研究会活動を通じた免許・資格の取得率がさらに上がるように、指導担当教員も働きかけていきたい。【資料2-6-11】

2) 専門職への就職状況

本学は、幼児教育に特化した短期大学であり、開学以来多くの卒業生は保育・福祉・教育等の専門職に就き活躍している。本学の教育目的に沿った教育を実施した結果の最終的な達成状況を点検するに当たっては、学生の就職決定時に行っている「就職支援アンケート（学生の就職に対する満足度調査）」及び、卒業時に調査を行っている「就職の状況」・「就職先の状況」の3点で点検されている。調査の結果、就職に対する満足度は概ね高い数値を得ており、教育目的の達成状況の点検・評価は良好である。また、就職実績についても高い進路決定率を維持できており、教育目的は達成できていると言える。【資料2-6-12】

【資料2-6-13】【資料2-6-14】

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価を行うために、全学生に対し、「授業評価アンケート」、「実習後の自己評価アンケート及び実習先評価表」、「キャンパス生活満足度調査」、「就職先アンケート」を行っている。その評価結果を基に、改善しなければならない事項を見出し、改善方法を検討し、授業内容や方法、就職指導、学生指導等に活かしている。【資料2-6-15】【資料2-6-16】【資料2-6-17】【資料2-6-18】

【資料2-6-19】

1) 授業評価アンケート結果からのフィードバック

各科目の目的・目標・内容は、カリキュラムポリシーに基づいた教育課程を基盤とし、各科目のシラバスに従って実施している。シラバスはキャンパスプラン Web 上に掲載しており、学生は常時閲覧可能である。【資料2-6-20】

各科目で設定されている到達目標・知識・技能等の達成状況を把握するための一つの手法として、学生による「授業評価アンケート」を実施している。この「授業評価アンケート」は、自己評価5項目と授業評価6項目を設け、さらに項目には、自由記述できるスペースを設けている。

各項目の評価は4件法の尺度を用いて平均値を算出して、結果を各分野（A保育総合・B言語・C体育・D音楽・E造形・F福祉・G養護・H教養）の教員にフィードバックし、分野毎で話し合う機会を設け、意見交換を行い、次年度の効果的な授業展開や方法等の改善に役立てている。【資料2-6-21】

平成28年度の授業評価アンケート結果では、全ての科目で見ると平均は3.5以上であることから、自己評価・授業評価ともに高い評価を得られた。また、それぞれの分野における授業評価結果を基に、授業内容・方法の改善策を検討した。

A) 保育総合分野

保育総合分野においては、1年次の開講科目「幼児教育史」、「発達心理学」、「子どもの保健Ⅰ」、「保育原理」、「保育課程総論」、「保育内容総論」、「子どもの保健Ⅱ」、「乳児保育」、「実習総合Ⅰ」、2年次開講科目「保育者論」、「保育内容研究Ⅰ」、「保育内容研究Ⅱ」、「保育方法論」、「発達保育相談」、「子どもの食と栄養」、「家庭支援論」、「障がい児保育」、「実習総合Ⅱ」、「保育相談支援」、「在宅保育」の授業アンケート結果から、各授業内容を振り返り、指導方法の改善策を検討した。

その結果、自己評価においては平均値3.5、授業評価においては平均値3.5であった。総括的に判断すると、今年度の授業評価アンケートでは、良好な結果が得られており、学生は、授業内容・教育環境に満足していると言える。

今後の課題として、①各科目の本学教育課程の位置づけと、他の科目との関係、②各科目の学習成果につながる事前・事後の学習など必要な時間外学習の指示・助言を明示することがあげられる。したがって、学生の学びの視点に立つ解りやすいシラバス作成が求められる。また、科目担当者間の共通理解・協力を視野に入れる必要がある。

B) 言語分野

言語分野においては、1年次科目として前期「子どもの言葉遊び」、後期「言語表現指導法」の授業評価アンケート結果を踏まえて、授業の内容、指導方法についての見直しを検討した。

授業評価においては、自己評価の平均値3.5、授業評価の平均値3.6であった。

全体的には学生はいずれの科目においても一定の理解と満足を得ていることが確認できるが、学生自身の評価では「⑤授業で指示された課題を行った」の項目に比べ、授業への主体的な取り組み姿勢に関する項目「④わからない事がわかるように自ら学習した。」は低い結果となっている。

平成28年度は、授業の初回到授業計画の説明を詳細に行うことで授業への興味を高め、効率的に授業が進められるように理解の促進を図ったが、学生が主体的に学ぶという観点で授業の内容と進め方を振り返ると、まだ充分でなかったのではないかと思料される。次年度は、学生がより主体的に授業に取り組める工夫として、①学生に適応した教材選定、

②授業構成の見直しを行い、学生が授業内容に興味を持ち、実践を通して学んでいける授業の組み立てを検討していきたい。

C) 体育分野

体育分野においては、「子どもの体育遊びⅠ」、「子どもの体育遊びⅡ」、「身体表現指導法」、「幼児体育指導法」の授業評価結果を踏まえ、それぞれの授業内容を見直し、指導方法の改善点について検討した。

平成 28 年度の授業評価においては、自己評価の平均値 3.6 であり、授業評価の平均値 3.7 の評価結果を得ることができており、学生は授業内容や教育環境に対し満足できていると理解できる。特に問題はないと考えられるので、現状を維持していきたい。

D) 音楽分野

音楽の分野においては、「子どもの音楽遊びⅠ」、「子どもの音楽遊びⅡ」、「子どもの音楽遊びⅢ」、「幼児音楽指導法」、「音楽表現指導法」の授業評価アンケート結果から、各授業内容を振り返り、指導方法の改善策を検討した。

今年度の授業評価において1年次開講科目「子どもの音楽遊びⅠ」、「幼児音楽指導法」、「音楽表現指導法」、2年次開講科目「子どもの音楽遊びⅢ」は自己評価の平均値3.6、授業評価の平均値は3.6であり授業が概ね適正にまた効果的に行われていることを示している。

教員の改善事項では、「子どもの音楽遊びⅡ・Ⅲ」のピアノ初心者に対する弾き歌いにおいて、より丁寧な個別指導のもと学生が積極的に授業に参加し習得出来るよう工夫することや、就職内定後はさらなる学生の意欲向上となる指導に力を入れていきたい。

E) 造形分野

造形分野においては、「子どもの造形遊びⅠ」、「子どもの造形遊びⅡ」、「造形表現指導法」の授業評価アンケート結果から、各授業内容を振り返り、指導方法の改善策を検討する。

どの科目においても、自己評価の平均値 3.6 であり、授業評価の平均値 3.6 であった。

改善事項をあげると、「子どもの造形遊びⅠ」の表現に活かす基礎技法では、学生の興味・関心度や授業進度（深度）にクラスによる個人差があつて、今後は、そのばらつきを無くす追加課題や応用課題を新たに設ける工夫をしていきたい。「子どもの造形遊びⅡ」では、子ども描画活動の発達段階における図式期表現として現われる表現形式の特徴や特異性等をスライド事例等で詳細にわかりやすく追加説明していきたい。「造形表現指導法」では、本学独自で紙芝居製作を取り組む主旨や幼稚園・保育所現場での活用方法等も学生たちには概ね理解されたようである。

F) 福祉分野

福祉分野においては、「社会福祉概論」、「児童家庭福祉」、「社会的養護内容」の授業評価アンケートの結果から、自己評価の平均値 3.5、授業評価の平均値 3.6 であった。

平成 28 年度は、学生にとって、保育士資格が児童福祉法を根拠とする専門職であることを踏まえ、科目担当者はできるだけ理解しやすいように、あるいは身近な課題を持つものであることを意識し関心を持ってくれるよう、事例提示や時事的内容を積極的に取り入れ、

授業の工夫を行った。平成 29 年度の改善策として更なる身近な事例提示、事前準備、復習に利用できる教材作成、学生自身のアクティブ・ラーニングを促す工夫をしていきたい。

G) 養護教育分野

養護教育分野においては、「学校保健」、「養護概説」、「看護学Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ」、「健康相談活動」、「看護学実習Ⅰ・Ⅱ」、「公衆衛生学」、「解剖生理学」、「精神保健」、「食品栄養学」、「微生物学」、「教職概論」、「教育学」、「教育課程論」、「教職実践演習」、「教育相談」を開講している。これらの授業評価アンケート結果を総括的に分析した。その結果、自己評価において平均値 3.6 であることが示され、学生は自身の講義に取り組む姿勢を肯定的に評価していることがわかった。一方、授業評価全体においては平均値 3.5 であり、いずれの科目についても概ね良好な評価が得られた。今後の課題としては、①講義内容の進度、②視覚的・聴覚的な教材の使用、③理解度の定着のための課題について検討したい。

H) 教養分野

本学は教養科目（卒業必修）として、「法律学」、「英語」、「体育講義」および「体育実技」の 4 科目を開講している。平成 28 年度の授業評価アンケート結果を総括的に分析した結果、自己評価において平均値 3.7 であることが示され、学生は自身の講義に取り組む姿勢を肯定的に評価していることがわかった。一方、授業評価においては平均値 3.7 であり、いずれの科目についても概ね良好な評価が得られた。このように自己評価、授業評価ともに良好な結果であったが、さらなる向上をめざして、今後とも継続的に調査を行っていく必要があると考えられた。

以上のように、それぞれの分野において授業評価アンケート結果を基に、改善事項を明確にした。それらの内容を次年度の教育内容や方法に反映させ、よりよい教育が行えるよう努力したい。【資料 2-6-22】

2) 実習自己評価アンケート及び実習先評価からのフィードバック

実習先評価結果を基に、改善しなければならない事項を見出し、実習事前・事後における指導内容、実習関連科目の授業内容や指導方法等を再検討した。また、学生の実習自己評価アンケート結果と比較し、さらに検討した。

A) 保育実習Ⅱ(保育所)実習園からの評価結果及び実習後の自己評価アンケートからのフィードバック

保育実習Ⅱ(保育所)においては、評価表 16 項目について 5 件法で算出し、合計を 80 点としている。平成 28 年度の実習園からの評価は、平均値 63.4 を得ており、良好なものであった。評価表の各項目についても、平均値 3.6~4.8 となっており、ほぼ出来ていると評価された。しかし、「保育所の機能や役割について理解し、具体的職務に対応できる」、「ねらいや内容を理解して、保育に関わることができる」、「個々の乳幼児を理解し、適切に関わることができる」、「環境整備について心配りができる」、「安全性についての配慮ができる」の 5 項目は、3.6 台であり改善策が必要である。対照的に実習後の学生による自己評価アンケート結果を見ると、この 5 項目については、平均値 4.1~4.4 と園からの評価に比べ

ると高いことから、実習事前指導等を活用し、改めて確認して実習に臨む必要があると示唆された。【資料 2-6-23】

B) 養護実習の実習校からの評価結果及び実習前・後の自己評価アンケートからのフィードバック

養護実習においては、評価項目 20 項目については、5 件法で算出し、合計を 100 点としている。平成 28 年度の実習校からの評価として平均値 85.8 を得ており、良好なものであった。

評価表の各項目についても、それぞれ平均値 3.8～4.8 となっており、ほぼできていると評価されていた。しかし、一部の学生については「あまりできていなかった」と評価された項目もいくつかあり、改善策が必要である。その内容としては、「学校保健計画」、「保健室経営」、「感染症」、「環境衛生検査」の理解であり、学生自身の自己評価においても、ほぼできているとまでは評価されていない項目と一致することから、実習前にこれらを改めて確認して実習へ臨む必要があると考えられた。これらは「養護概説」や「学校保健」で教授する内容のため、授業評価の結果とも比較しながら、「わからないことがわかるように、できなかったところができるように」するための具体的方策を考えていきたい。

一方で、2 年間の中で実施される養護実習ガイダンスにおいては、学生自身が養護教諭の資質について自己評価したものを実習前後で比較すると実習後に有意に高くなっていた。学生の養護教諭としての意識や理解が徐々に高くなっていることがわかった。養成校として、養護教諭の専門性を身に付けさせることに加え、学生の資格取得に臨む姿勢のあり方を今後とも大切にしていきたい。【資料 2-6-24】

3) 「キャンパス生活満足度調査」からのフィードバック

キャンパス生活満足度調査は、平成 29 年 1 月、無作為に抽出された学生 250 名を対象として、3 領域 28 項目の質問形式でアンケートを 4 件法にて実施した。その結果、各項目の平均値は概ね 3.0 以上であった。したがって、全般的に学生はキャンパス生活に対して満足を得ているものと推察される。しかしながら、「図書館のコピー機設置と利用について」、「学生相談室の利用について」と「保健室の利用について」の 3.0 点は低値を示した。図書館のコピー機について満足度が低かったことから、蔵書を参考として積極的に学ぼうとする学生に対して不便な思いをさせているものと考えられる。したがって今後の検討課題として早急に対応を協議する。学生相談室ならびに保健室の利用については、基本的に特定の学生のみが利用するものと考えられ、低値を示したものと推察される。【資料 2-6-25】

4) 就職先アンケート結果からのフィードバック

本学卒業生の就職先（幼稚園・保育所・社会福祉施設）を対象として、就職一年経過後に『卒業生に対する評価アンケート』を実施した。調査内容は、「マナー・エチケット」、「態度」、「管理」、「保育技術」の 4 領域 12 項目から成り、これについて 3 件法を用いて回答を求め、これらの平均値を算出した。授業へのフィードバックを行うために、4 領域のうち「保育技術」に着目し、幼児音楽、幼児体育、幼児美術、言語、書類等の記述の 5 項目について詳細を検討した。

幼児音楽分野における分析の結果、音楽的指導に関する各就職先からの評価は、1.7～2.3であった。概ね良好な評価であったが、現場からはピアノ指導をより充実させてほしいという意見もあったことから、就職後もピアノ技術について継続的に向上できるよう意識づけを図りたい。

幼児体育分野における分析の結果、体育的指導に関する各就職先からの評価は、2.1～2.2であった。比較的高い評価が得られたが、これは上述の本学で開講されている体育関連の授業が、園にとって有意義なものになっていると推察される。今後はさらに経年的変化についても調査していく必要があると考えられた。

幼児美術分野における分析の結果、美術・造形的指導に関する各就職先からの評価は、2.1～2.2であった。比較的高い評価を得ていることがわかる。今後は、地域社会のニーズに合わせて、造形遊びの価値や意義を考慮した内容を提供できるよう図っていきたい。

言語分野における分析の結果、言語的指導に関する各就職先からの評価は、2.0～2.4であった。良好な結果を示したが、今後の方向性として、言語関連の授業において0～2歳児の子どもの言語発達への理解、この年齢を対象とした言語表現教材の具体的な活用法をより実践的に習得できるよう教授内容を検討していきたい。

最後に、書類等の記録・記述における分析の結果、書類等の記録・記述項目に関する就職先からの評価は、2.1であった。現場からは、書類の誤字脱字や文章力の向上について要望があり、記録物を記述する際の留意事項を周知し、書く力を育てたい。【資料 2-6-26】

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

平成28年度においては、本学の教育目的の達成状況の点検・評価方法として、免許や資格の取得率と専門職への就職率から検討を行った。幼稚園教諭二種免許状や保育士資格等の保育者になるために必要な免許状や資格の取得率は高く、また、本学の建学の精神に則った幼児教育研究会や、選択科目を通じた免許状や資格の取得もみられた。さらに、就職率も高い数値を得ており、教育目的の達成状況の点検・評価は良好であった。平成29年度に向けては、免許・資格の高い取得率や、就職率を維持できるように努力していく。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックについては、「授業評価アンケート」、「実習後の自己評価アンケート及び実習先評価表」、「キャンパス生活満足度調査」、「就職先アンケート」から、それぞれの科目担当者が改善しなければならない事項を見出し、改善方法を検討した。「授業評価アンケート」と「就職先アンケート」結果から共通した課題もみられ、分野ごとの教員間で改善事項を確認することができた。さらに、分野間での連携を図るとともに、本学が目指す保育者像に、学生が近づいていけるよう、次年度に向けても、評価内容や調査時期を検討する手段や、様々な角度から教育内容・方法及び学修指導の改善点を確認できるように、さらにその手段を模索していきたい。

【エビデンス集・資料集】

- 【資料 2-6-1】 学生要覧 p.5 第1条【資料編 F-5】 (資料 1-1-1 と同じ)
- 【資料 2-6-2】 キャンパスプラン Web 上サービス (資料 2-4-2 と同じ)
- 【資料 2-6-3】 学生要覧 p.9 第25条【資料編 F-5】 (資料 2-2-13 と同じ)
- 【資料 2-6-4】 学生要覧 p.9 第26条【資料編 F-5】

- 【資料 2-6-5】 学生要覧 p.2 ディプロマポリシー【資料編 F-5】
- 【資料 2-6-6】 授業科目の概要【データ編 表 2-5】 (資料 2-2-3 と同じ)
- 【資料 2-6-7】 学生要覧 p.29～30 履修科目一覧表【資料編 F-5】
(資料 2-3-17 と同じ)
- 【資料 2-6-8】 平成 28 年度 免許状・資格取得状況
- 【資料 2-6-9】 平成 28 年度 免許状・資格取得状況 (資料 2-6-8 と同じ)
- 【資料 2-6-10】 平成 28 年度 幼児教育研究会における資格取得状況
- 【資料 2-6-11】 学生要覧 p.1 建学の精神【資料編 F-5】
- 【資料 2-6-12】 卒業後の進路先の状況【データ編 表 2-11】 (資料 2-5-1 と同じ)
- 【資料 2-6-13】 就職の状況【データ編 表 2-10】 (資料 2-5-2 と同じ)
- 【資料 2-6-14】 就職支援アンケート質問紙 (資料 2-5-11 と同じ)
- 【資料 2-6-15】 授業評価アンケート質問紙 (資料 2-2-25 と同じ)
- 【資料 2-6-16】 実習後の自己評価アンケート質問紙
- 【資料 2-6-17】 実習評価表
- 【資料 2-6-18】 キャンパス生活満足度調査質問紙
- 【資料 2-6-19】 就職先アンケート質問紙 (資料 2-5-13 と同じ)
- 【資料 2-6-20】 平成 28 年度 シラバス【資料編 F-12】
- 【資料 2-6-21】 各分野における授業評価アンケート結果集計
- 【資料 2-6-22】 各分野における授業評価アンケート結果からのフィードバック
- 【資料 2-6-23】 保育実習先からの評価結果及び保育実習後の自己評価アンケート結果及び集計
- 【資料 2-6-24】 養護実習の実習校からの評価結果及び養護教育実習前・後の自己評価アンケート結果の集計
- 【資料 2-6-25】 キャンパス生活満足度調査結果
- 【資料 2-6-26】 就職先アンケート結果②

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生の生活支援は、学生が充実した学生生活を送るための重要な支援であると位置づけている。学生委員会を定期的に実施し、学生生活に関する諸課題の解決に取り組んでいる。

学生委員会にて決定された事項は速やかに地区アドバイザーならびにクラス担任へ通達され、教員間の円滑な情報共有を行っている。健康相談としては安全衛生に配慮し、健康的で安定した学生生活を送れるよう保健室、学生相談室、カウンセリング室を設置し、年1度の健康診断、怪我や体調不良の応急処置、日々の健康相談などを行っている。また、学生が学生生活や修学における諸問題について相談できるよう、地区アドバイザーやクラス担任による個人面談を随時行い、問題等の解決に努めている。【資料 2-7-1】【資料 2-7-2】

【資料 2-7-3】【資料 2-7-4】

在学生の勉学を経済的側面から支援するものとして、平成 28 年度の入学生において、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金（利用率 62.4%）を、多くの学生が利用していた。さらにアルバイトについては社会福祉施設等の行事支援など有意義な体験となる内容、かつ、学業に支障をきたさないものを選び紹介している。【資料 2-7-5】【資料 2-7-6】

【資料 2-7-7】【資料 2-7-8】

社会人、編入、転入の支援状況としては教職員によって支援が行われている。しかしながらこれらの入学生が既卒などの状況で単位読み替えを認められる場合、それを認めている。【資料 2-7-9】

課外活動としては、多くの学生が本学附属園をはじめ、近郊の幼稚園、保育所、社会福祉施設、特別支援学校などの行事にボランティアとして積極的に参加している。教員と学生による地域貢献活動の一つとして、太宰府市キャンパスネットワーク会議が相当し、本学は太宰府市内の大学・短期大学で組織されている「学生連絡会」で市民と学生の交流・大学同士の交流を推進するために学生間交流イベントをはじめ、市民政庁まつりキャンパスフェスタへ参加している。この様に学生生活安定のための支援を準備しているが、より多くの学生の意見を汲み取るべく、年1回学生サービスに対する調査を実施している。さらに意見箱を設置し学生の意見を常に汲み取れるよう配慮している。【資料 2-7-10】

【資料 2-7-11】【資料 2-7-12】【資料 2-7-13】【資料 2-7-14】【資料 2-7-15】【資料 2-7-16】
【資料 2-7-17】

その他、住居支援として日本経済大学の学生寮（オックスフォードハウス・ケンブリッジハウス）を使用している。また、学生の通学支援として、JR 二日市駅と学生寮（ケンブリッジハウス寮）から、キャンパスまで無料のスクールバスを随時運行し通学の便宜を図っている。【資料 2-7-18】【資料 2-7-19】【資料 2-7-20】【資料 2-7-21】【資料 2-7-22】

【資料 2-7-23】【資料 2-7-24】【資料 2-7-25】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生サービスについて「キャンパス生活満足度調査」を全学生に対して実施している。調査事項は「学校の施設について（18項目）」・「学生支援について（5項目）」・「全般について（5項目）」の3領域・28項目を設定した。それぞれ4件法を用いて回答を求めた。アンケート調査の結果、各項目の平均値は概ね3.0以上であった。中でも高い評価を示した項目は「学校の施設について」の『学生食堂』、『イングリッシュガーデン』と、「学生支援について」の『奨学金』に関する項目であった。これらは学生生活の安定に寄与しているものと考えられる。一方、低い評価となった項目は、「図書館のコピー機設置と利用について」であった。コピー機を利用する際は、図書館司書に申し出なければならないため、その不便

さがアンケート結果の低値に繋がったものと推察される。【資料 2-7-26】【資料 2-7-27】

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生への支援として、地区アドバイザーやクラス担任がさらに連携を深め、きめ細かい支援を行うことで、学生生活の満足度を維持向上させる。

さらに図書館の利用に関しては、学生の利用満足度を高めるため、コピー機の自動利用化を進める。

【エビデンス集・資料集】

- 【資料 2-7-1】 学生委員会 議事録
- 【資料 2-7-2】 福岡こども短期大学案内【資料編 F-2】
- 【資料 2-7-3】 学生要覧 p. 48 (3)学生課【資料編 F-5】
- 【資料 2-7-4】 学生相談室、医務室等の利用状況【データ編 表 2-12】
- 【資料 2-7-5】 学生要覧 p. 38, p. 69～72 日本学生機構等奨学生に関する規程
【資料編 F-5】
- 【資料 2-7-6】 日本学生支援機構の奨学金利用状況
- 【資料 2-7-7】 奨学金を利用する皆さんへ(資料 2-3-24 と同じ)
- 【資料 2-7-8】 奨学生のしおり
- 【資料 2-7-9】 学生要覧 p. 5, 6 第5章 単位の認定【資料編 F-5】
- 【資料 2-7-10】 福岡こども短期大学案内 p. 17～21【資料編 F-2】
- 【資料 2-7-11】 学生要覧 p. 48～68 幼児教育研究会会則【資料編 F-5】
- 【資料 2-7-12】 本学ホームページ(情報公開) (資料 1-1-3 と同じ)
- 【資料 2-7-13】 学生の課外活動への支援状況 (資料 2-2-19 と同じ)
- 【資料 2-7-14】 幼児教育研究誌「幼児教育研究 2016」 (資料 2-3-15 と同じ)
- 【資料 2-7-15】 リーダーズ研修のしおり
- 【資料 2-7-16】 キャンパスネット情報
- 【資料 2-7-17】 キャンパス生活満足度調査質問紙 (資料 2-6-18 と同じ)
- 【資料 2-7-18】 福岡こども短期大学案内 p. 27, 28【資料編 F-2】
- 【資料 2-7-19】 学生募集要項【資料編 F-4】 (資料 2-1-2 と同じ)
- 【資料 2-7-20】 学生要覧 p. 77～82 学生寮・寮則【資料編 F-5】
- 【資料 2-7-21】 本学ホームページ(情報公開) (資料 1-1-3 と同じ)
- 【資料 2-7-22】 学生寮等の状況【データ編 表 2-26】
- 【資料 2-7-23】 入寮のご案内
- 【資料 2-7-24】 寮生心得
- 【資料 2-7-25】 スクールバス時刻表
- 【資料 2-7-26】 キャンパス生活満足度調査質問紙 (資料 2-6-18 と同じ)
- 【資料 2-7-27】 キャンパス生活満足度調査結果 (資料 2-6-26 と同じ)

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

表F-6に本学の教員組織について示している。短期大学設置基準において、教育学・保育学関係については、本学の収容定員に対して、19名の専任教員を配置することとされているが、その基準値に比べて本学の専任教員の人数は26名となっており、十分な教員数を確保している。また、そのうち教授数は11名となっており、こちらも基準を上回る教授数が確保され、年齢構成のバランスも取れている。

さらに、教員免許状・資格に関する教員数については、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、養護教諭二種免許状に関する各教員数基準もすべて満たしている。【資料2-8-1】

【資料2-8-2】【資料2-8-3】【資料2-8-4】

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員配置、研修、FDをはじめとする教員の資質能力向上への取組み

教員の採用に関しては「都築育英学園任免規程」を基に、また昇任に関しては「福岡こども短期大学 教員資格審査規程」に基づいて、教授会において学長が意見を聞くことを必要と判断した場合、教授会メンバーが意見を述べた後、学長の明確な判断によって決定されている。なお昇任の際の給与額変更などは、「都築育英学園 給与規程」に基づいて適切に決定している。

教員の資質・能力向上のための研修として、新任教員は毎年夏に行われる、「全国保育士養成協議会九州ブロック研究大会」へ参加し、幼児教育・保育に対する研鑽を図っている。本学の教員組織全体では、円滑な学校運営を目的とし、定期的なFD・SD研修を行っている。講義においても、幼児音楽・幼児体育・幼児美術・言語・保育総合・養護教育といった各分野の担当教員によって新年度授業開始前及び終講後に適時「保育内容検討会」や「養護教育内容検討会」を実施し、講義内容を評価、改善を行っている。このように、より効果的な実践授業の工夫をしているほか、保育内容について全体的に検討する場を共有している。

また「保育方法論」及び「保育・教職実践演習」では、6コースの専門領域に分かれ研究保育を実践しているが、その中で他コースとの交流を図って意見交換をする機会を持つとともに教員間の公開授業の場となっている。

さらに、FD活動としては、不定期であるが「こども教育勉強会」を開催している。本学の教員が、本学の教職員や卒業生、学生等を対象に専門領域の研究について発表し、その後、

質疑応答やディスカッションを実施し、教員の資質・能力の向上に寄与している。

【資料 2-8-5】【資料 2-8-6】【資料 2-8-7】【資料 2-8-8】

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学は幼児教育・保育専門の単科の短期大学として保育者養成を行っている。一方で保育者養成にのみならず、その土台となる一般社会人としての素養についても、教育（教養教育）に力を注いでいる。

英語教育は、英語圏の外国人専任教員による「生きた英語教育」を実施している。体育においては、学生が卒業後も一生涯に渡って健康的な生活を送れるよう、実技と講義の両面から授業を展開している。

さらに、本学は将来保育者という専門職志望の学生がほぼ 100%入学してくる現状から、マナー教育に対して特に力を入れており、講師には地方自治体や一般企業のマナー講師として経験豊かな人材を配置している。そして、幼児教育や保育現場における IT 化を考慮し、情報技術の授業では関連校（日本経済大学）の IT 教育に熟知した講師が、保育関連の資料作成（園だよりなど）を目標に授業を実施している。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

現在実施している FD 活動「こども教育勉強会」を引き続き実施すると共に、法令化した「教職員全体がそれぞれの役割に応じた SD 活動」の発展のため、外部機関による研修を積極的に取り入れる。

【エビデンス集・資料集】

【資料 2-8-1】 全学の教員組織（学科等）【データ編 表 F-6】

【資料 2-8-2】 専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成【データ編 表 2-15】

【資料 2-8-3】 教員職員免許関係法規集「教育職員免許法及び施行規則」

（資料 2-2-5 と同じ）

【資料 2-8-4】 児童福祉法「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による修業科目及び単位数を同号の規程による履修方法」

（資料 2-2-6 と同じ）

【資料 2-8-5】 学校法人都築育英学園給与規程

【資料 2-8-6】 平成 28 年度 保育内容検討会について

【資料 2-8-7】 平成 28 年度 養護教育検討会について

【資料 2-8-8】 交流保育実施計画

【資料 2-8-9】 こども教育勉強会実施一覧

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 9,823m²であり、日本経済大学との共有地 7,229m²を含めると 17,052m²となる。校舎は 9,133m²で同じく共有部分の 1,778m²を含め 10,911m²である。これは短期大学設置基準上必要な要件（校地基準面積 7,000m²・校舎 4,850m²）を十分に満たしている。

【資料 2-9-1】

校舎は、本館（4階建）・こども劇場・厚生会館（2階建）からなり、校舎内は土足禁止であり、廊下にはカーペットを敷き、こどもフェスティバルや研究保育で幼児が校舎内に立ち入る際の安全対策を施している。

実習施設として、まず、こども劇場があり、照明、音響、映像機器を整え、本格的な舞台設備を完備している。特にステージは、催しに応じて舞台を調整できる電動 2 段昇降式となっており、半円形のステージを囲む観客席は約 500 席、可動客席を加えると 600 席となり、幼児は 700 人を収容することができる。この劇場は学生の実習・発表等に利用されると共に、隣接するだいいち幼稚園・だいいち保育園をはじめ、近隣の幼児と学生の交流の場として、大いに活用されている。また、幼児も利用することを踏まえ、弾力性のある床材を使用するなど、安全性が確保されている。

その他本館内には以下の実習施設を完備している。

306 教室（Simulation of Kindergarten 幼児教育実習室）は、人形劇舞台・紙芝居など教材教具・楽器を備えた保育室をイメージしてつくられ、幼児用の机や椅子を配置、幼児を交えた研究保育に使われている。また 208 教室では「子どもの食と栄養」の授業で離乳食などの調理実習を行い、204 教室では、「子どもの保健Ⅱ」の授業でおむつ交換・沐浴などの実習を行っている。さらに、養護教育の演習の場として 304 教室が活用されており、各種実習に必要な教材が取り揃っている。

造形分野の実技演習室として 136 教室（夢工房）がある。造形活動の理解と指導技術の学習を実践的に行いやすいフラットな床でつくられたものであり、授業以外にも子ども劇で使用する着ぐるみ製作、舞台装置や背景幕等の製作が充分可能なスペースをもった教室になっている。80 枚ほど保管している背景幕は、近隣幼稚園・保育所にも常時貸し出しを行っている。

312 教室（Music Laboratory 教室）には電子ピアノを 60 台備え、ピアノの技術習得など音楽に関する授業に使用されている。

また本館 4 階にはピアノ練習室(100 室)があり、授業の合間や放課後いつでも自由に使え、授業や就職に向けての学生一人ひとりにおける技術向上の場となっている。

図書館は、書庫 155m²・閲覧室 149m²・事務室 25m²を備え、図書館関係法規基準法に定められた席数を設置、開館時間は平日 9 時～17 時、土曜日は 9 時～15 時となっている。図書館内には幼児教育専門書を主に 39,737 冊蔵書しており、授業に関連する参考図書は、各

領域（幼児音楽、幼児体育、幼児美術、言語、保育総合、養護教育）の専門教育科目を中心に整備、収集、充実を図っている。特に教材の中でも、絵本・紙芝居・エプロンシアター・パネルシアターは最も多く利用されている。【資料 2-9-2】【資料 2-9-3】

厚生施設として厚生会館の 1 階に学生食堂、2 階は多目的ホールとして有効に活用されている。【資料 2-9-4】

体育施設は、本館 401 教室（身体表現室）及び福岡こども短期大学体育館を完備している。現在、体育授業の他、幼児教育研究会活動に使用している。その他にテニスコート 1 面、同学園のリンデンホールスクール中高学部が所有する 200m トラックを持つ運動場（日本経済大学との共有）は芝を植え、発表会やイベントで使用している。【資料 2-9-4】

さらにキャンパス内には、イギリスの専門ガーディナー設計による 10 万坪のイングリッシュガーデンを整備し、年間を通じて四季折々の自然環境を楽しめる場所を地域の方々にも開放し、本学における地域貢献の一役を担っている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理については、厚生労働省の指定保育士養成施設設置基準により定められた 1 クラスあたり 50 人で編成し、教育効果を十分に上げられるように行っている。実技科目及び演習科目は 1 クラス単位で行っているが、講義科目によっては、2 クラスまたは 3 クラス合同での授業を行い、「子どもの音楽遊びⅡ・Ⅲ」の授業など、学生個々への指導が必要な科目においては、より小規模な授業形態（1 グループ 12 人程度）で執り行っている。

このように、法令上の基準を基としながら、各科目の特徴を学生に対してより理解しやすい形態で運営している。【資料 2-9-5】

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

各施設、設備の持続管理は建設基準法変更に伴う耐震工事計画やピアノ練習室リノベーション工事など、適宜業者と連携を取りながら点検し、継続的に修理、改善を考え進めている。

【エビデンス集・資料集】

【資料 2-9-1】 校地、校舎等の面積【データ編 表 2-18】

【資料 2-9-2】 図書、資料の所蔵数【データ編 表 2-23】

【資料 2-9-3】 学生閲覧室等【データ編 表 2-24】

【資料 2-9-4】 その他の施設の概要【データ編 表 2-22】

【資料 2-9-5】 児童福祉法「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による修業科目及び単位数を同号の規程による履修方法」

（資料 2-2-6 と同じ）

【基準 2 の自己評価】

本学は、学生に対して建学の精神、使命・目的及び教育目的に基づき 3 つのポリシーを定め学生の受入れから卒業に至るまで組織的に学修と支援を行っている。学生の受入れに

においては、本学の建学の精神に基づくアドミッションポリシーを定め、広く内外に周知し明確な目的意識を持った志願者の確保に努めている。入学者数の確保については、平成 28 年度入学定員に対して、9 割以上の学生を受け入れており、在籍学生数は教育環境確保の観点から適切に維持できている。

教育課程については、教育目的を踏まえカリキュラムポリシーに沿って適切に編成している。また、教授方法の改善については、FD・SD 研修会を定期的で開催する他、子ども教育勉強会を開催し、共通課題について研修を受けている。単位認定、卒業判定については、学則、ディプロマポリシー、履修細則等に従って厳正に実施している。

就職支援については、就職課、地区アドバイザーが中心となり連携を取って学生の就職支援を行っている。学生生活支援については、学生課、地区アドバイザー、クラス担任が中心になり、カウンセラー等と連携を図りながら組織的な学生支援を行っている。毎年実施される「キャンパス生活満足度調査」により学生の意見、要望等をくみ上げ、改善につなげており学生生活に対する学生の満足度は概ね高い結果となっている。

教育環境の整備については、校地・校舎ともに本学及び同学園との共用であるが、短期大学設置基準上必要な面積を上回っており、図書館、体育施設等の施設・設備も十分に整備している。

以上のことから、基準 2「学修と教授」を満たしていると自己評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

学校法人都築育英学園は、学校法人都築育英学園寄附行為（以下、寄附行為という。）及び学則で示す通り、教育基本法第7条を果たすことを表明し、それに則り、経営の規律と組織倫理の確保を意識しながら、誠実に組織の管理・運営を行っている。

寄附行為では、最高意思決定機関としての理事会を定めている。理事会は、学園の経営に対する権限と責任を有する。その代表である理事長は、学園の経営に関するすべての業務を統括する立場にある。監事は、学園の業務監査を行い、適切な運営状況にあるか確認を行っている。また、理事及び監事の選任は、寄附行為に基づき、適切に行われている。

また、寄附行為では、理事会の諮問機関として、評議員会を定めている。評議員会は、理事会に先立ち開催され、そこでは評議員が議案について検討し、理事会に対して意見を述べる。評議員会は、理事会が規律を保ち、誠実に学園の経営に当たる上でのチェック機能を有効に果たしている。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

経営の規律と誠実性の維持の表明は適切になされており、関連する法規に基づき組織理念の確保を自覚し、短期大学の使命・目的を果たすことに努めていると判断している。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

短期大学の使命・目的を確実に実現するため、教学部門、経営部門のそれぞれで、継続的な努力を行っている。教学部門では、教授会が3か月に一度を目途に年間4回の教授会が開催され、教学に関する重要な事項について審議の場が設けられている。経営部門においては、理事会が定例で年に3回（予算、決算、補正予算について）開催されている。その他必要に応じて、臨時の理事会が開催され、経営方針および経営に関する事項が審議される。【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

使命・目的の実現へ向けた不断の努力を続けており、短期大学の運営においては、組織体制の整備と関係法令の遵守を基本として経営が適切になされていると判断している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運

営に関連する法令の遵守

本法人及び短期大学は、教育の質保証のため、教育基本法、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準などの関連法令を遵守している。一例をあげるならば、短期大学設置基準に基づき、短期大学設置に必要とされる専任教員数 19 名に対し、平成 28 年度 5 月 1 日時点で 26 名を配置している。また、私立学校法に則り、法人及び短期大学の運営は、理事会及び学長が主体となり、寄附行為や学則をはじめ、「学校法人都築育英学園就業規則」や「コンプライアンス規程」などの関連規程を定め、適切な運営を行っている。【資料 3-1-8】
【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

本法人は、就業規則に定められている労働条件の下で、教育研究環境を整え、学生・教職員が学修及び教授を円滑に行えるよう努力している。

人権への配慮は、ハラスメント防止委員会が主体となり、「ハラスメント防止に関する規程」等に基づいた資料を配布し、説明の機会を設けるなど、学校全体への啓蒙活動を行っている。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】

また本学では、防災管理者を設けており、担当する職員は防災管理者の有資格者であり、地震や台風などの自然災害やその他の危機が生じた際に、学生や教職員の安全を確保する任務を主導している。【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報や財務情報は、短期大学のホームページを通じて、公表している。具体的には、「短期大学の教育研究上の目的に関すること」、「教育研究上の基本組織に関すること」、「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」、「入学者の関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者及び就職者数その他進学及び進学等の状況に関すること」、「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」、「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること」、「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること」、「授業料、入学料その他の短期大学が徴収する費用に関すること」、「短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援に関すること」といった短期大学の教育研究に関する情報や、「財務の情報」などの管理運営に関する情報を公表している。【資料 3-1-18】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は、確保されている。今後も法令を遵守しながら、必要に応じて規程の改編を行う。

【エビデンス集・資料集】

【資料 3-1-1】 学校法人都築育英学園・寄附行為【資料編 F-1】

【資料 3-1-2】 福岡こども短期大学学則【資料編 F-3】 (資料 1-1-1 と同じ)

【資料 3-1-3】 学校法人役員等名簿及び理事会等開催状況(平成 28 年度)

【資料編 F-10】

- 【資料 3-1-4】 学校法人都築育英学園規程集細目次【資料編 F-9】
(資料 2-2-11 と同じ)
- 【資料 3-1-5】 福岡こども短期大学 教授会規程
- 【資料 3-1-6】 福岡こども短期大学学則【資料編 F-3】 (資料 1-1-1 と同じ)
- 【資料 3-1-7】 学校法人都築育英学園・寄附行為【資料編 F-1】(資料 3-1-1 と同じ)
- 【資料 3-1-8】 短期大学設置基準(専任教員数の部分)
- 【資料 3-1-9】 学校法人都築育英学園・寄附行為【資料編 F-1】(資料 3-1-1 と同じ)
- 【資料 3-1-10】 福岡こども短期大学学則【資料編 F-3】 (資料 1-1-1 と同じ)
- 【資料 3-1-11】 学校法人都築育英学園規程集細目次【資料編 F-9】
(資料 2-2-11 と同じ)
- 【資料 3-1-12】 学校法人都築育英学園 コンプライアンス規程
- 【資料 3-1-13】 学校法人都築育英学園 就業規則
- 【資料 3-1-14】 福岡こども短期大学ハラスメント防止に関する規程【資料編 F-9】
- 【資料 3-1-15】 「ハラスメントのないキャンパスライフ」
- 【資料 3-1-16】 防火管理者甲種資格証
- 【資料 3-1-17】 学校法人都築育英学園 危機管理規程
- 【資料 3-1-18】 本学ホームページ (情報公開) (資料 1-1-3 と同じ)

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学園における最高意思決定機関である理事会では、寄附行為に基づき、学則に記す短期大学の使命・目的を達成すべく、本学における重要事項を審議し、最終的な意思決定を行っている。理事会は、法人の運営、教育研究活動の充実、その他の業務や財政基盤の適正化について方針を検討し、最終的な意思決定を行っている。【資料 3-2-1】

理事は、寄附行為 5 条で定められる通り、5 名以上 7 名以内下が必要であり、平成 28 年 5 月 1 日時点では、5 名を置いている。また、その選任は、寄附行為第 6 条に則り、適切に行われている。理事のうち 2 名は、学長など教学部門を代表する立場の者が任についており、短期大学の使命・目的の達成に向け、経営と教学とが一体となり、法人部門と教学部門での意見の調整ならびに合意形成を円滑に行うと共に、戦略的に意思決定を行い、履行することが可能な体制を整備し、適切に機能している。【資料 3-2-2】

理事会は、定例の3回（予算、決算、補正予算）を基本として、定期的を開催されている。平成28年度には7回開催され、法人及び短期大学等の重要な案件を審議し、意思決定を行った。やむなき事由により欠席者がある場合は、寄附行為に基づき審議に関して委任状を提出するなど、適切な手続きの下、理事会が運営されている。

理事、監事等の構成は、寄附行為に基づき適正であると共に、理事長の職務も明確であり、使命・目的の達成に向けて、戦略的に意思決定ができる体制の整備がなされ、その機能性は的確に確保されていると判断している。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

最高意思決定機関である理事会の適切な運営と的確な意思決定を継続すると共に、法人による意思決定内容の履行の迅速化と徹底のために、本学の教授会および各種委員会等との双方向コミュニケーションをより一層図ることも継続していく。

【エビデンス集・資料集】

【資料3-2-1】 学校法人都築育英学園・寄附行為【資料F-1】（資料3-1-1と同じ）

【資料3-2-2】 理事・監事（役員）名簿・評議員名簿（平成28年度）、都築育英学園平成28年度理事会・評議員会開催状況【資料F-10】

（資料3-1-3と同じ）

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

- 3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

本学の意思決定組織はトップダウン、ボトムアップの形いずれにせよ学長のリーダーシップの下、教授会⇔部長会議（運営委員会）⇔各委員会という流れと機能で構成されている。

教授会は学則第54条において規定されている。「学生の入学、卒業及び課程の終了に関する事項」、「学位授与に関する事項」については、学長が意思決定する際に、意見を述べるものとされ、「学則変更、教育課程及び授業に関する事項」、「学生の退学、転学、休学、除籍に関する事項」などは、学長の求めに応じ意見を述べることができると規定されている。なお先般の学校教育法改正と同時に、本学の教授会の位置づけも見直しが図られた。この教授会の設置目的・運用に関しては、教授会規程によって定められ定期的で開催され

ている。

また、従来より本学では学園理事会あるいは学長意思決定と教授会は円滑に運用されており、またそれらの意思決定も学則や各規程を根拠とし、明確さと公正さが保たれている。そして「国家・社会の形成者としての豊かな人格の完成を目指し、社会に対して幼児教育に当たる有為な人材を育成し、さらに学術の深化と文化の向上に貢献する」という本学の使命・教育目的から逸脱することなく、それらの意思決定は実行されている。

【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学の日々の教育上における事案や事務的事項については、学長へ報告、相談を行い、適切な意思決定がなされていることから、恒常的に学長のリーダーシップは保たれていると判断できる。また副学長は学長の校務の補佐役としての役割を担っている。【資料 3-3-4】

また、既述した通り定期的に教授会も開かれ、その際も学長は学科長をはじめとする教職員に対して、状況に応じて意見を求め、的確かつ妥当な決定をしている。【資料 3-3-5】
【資料 3-3-6】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定を支える各委員会活動を円滑に進めるため、次年度以降のメンバー構成を再検討する。

【エビデンス集・資料集】

【資料 3-3-1】 福岡こども短期大学学則 第 52 条～第 55 条【資料編 F-3】
(資料 1-1-1 と同じ)

【資料 3-3-2】 学校法人都築育英学園規程集細目次【資料編 F-9】
(資料 2-2-11 と同じ)

【資料 3-3-3】 福岡こども短期大学 教授会規程 (資料 3-1-5 と同じ)

【資料 3-3-4】 福岡こども短期大学学則 第 52 条【資料編 F-3】 (資料 1-1-1 と同じ)

【資料 3-3-5】 学校法人都築育英学園規程集細目次【資料編 F-9】
(資料 3-1-5 と同じ)

【資料 3-3-6】 福岡こども短期大学 教授会規程 (資料 3-1-5 と同じ)

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事長の権限と責任は、寄附行為第14条に「この法人を代表し、その業務を総理する」と定められている。一方で、学長は、学則第52条で「校務をつかさどり教職員を統督する」と定められている。平成28年5月1日時点では、福岡こども短期大学の学長は理事を兼ねている。したがって、経営の最高意思決定機関である理事会には、必ず教学を代表する理事として出席し、法人の意思決定に参画している。すなわち、経営と教学が密接に連携をとれる体制となっているといえる。【資料3-4-1】【資料3-4-2】

教学部門の役職者は教員が兼ねており、また各種委員会には事務取扱を兼ね担当部署の事務職員が参加していることから、短期大学における教職協働の下、学校運営の円滑が図られている。【資料3-4-3】

法人事務局長は理事会に、本学事務長は教授会に、それぞれ、必要に応じて参加している。また、法人事務局長と本学事務長は、その他の関係者も交え、定期的な意見交換の場を設けるなど、法人管理部門と教学管理部門の情報共有と連携が図られている。また、お互いに要望を提示し合うことにより、相互にチェックし合いガバナンスを保つ機能も果たしている。

それぞれの役割と責任分担を持つ法人（経営）と短期大学（教学）の2つの管理運営機関は、それぞれを束ねる理事長と学長を介して、法人と短期大学間の交流促進と建設的な意見交換（コミュニケーション）を可能にしている。それにより、短期大学の使命・目的の実現、ならびにそれを具体化する教育の質を保証することを目指して、意思決定が円滑に行われていると判断している。

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会の決定事項は、教授会などを通じ、本学の教職員間で周知、共有されている。すなわち、学長は、理事会で決定した方針の下、教授会での意見も踏まえ、本学の各担当者に指示し、実行を求める。他方、教授会は理事である学長を通じて理事会に意見を伝えることにより、教学側から経営をチェックする機関としても機能している。このように、法人と短期大学は、短期大学の使命・目的と教育の質保証を意識しながら、相互チェックにより、ガバナンスの機能性を確保することに努めている。【資料3-4-4】

監事は、寄附行為第7条に則り、選考されている。平成28年5月1日時点では、2名の監事が置かれ、定数を満たしている。監事は、平成28年度に7回開催された理事会のすべてに出席している。また、監査を適切に実施し、法人及び短期大学の財産状況が適切な状態にあることを確認している。【資料3-4-5】

短期大学の長であり、法人の理事も兼ねる学長は、2つの立場と役割を冷静に識別しながら、意思決定全般を行っており、監事の適正な役割執行とあいまって、法人及び短期大

学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは確保され、有効に機能していると判断している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

学長が、本学運営全般において、ボトムアップに意を用いながら、適切かつ強いリーダーシップを発揮していることは、前述した通りである。

学長としての教授会での意思決定とリーダーシップの発揮と共に、教授会や各委員会における教職員からのボトムアップの意見アイディアの聴取、学生に関する情報収集と共有化により、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が円滑に機能していると判断している。【資料 3-4-6】

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の実現に向けて、法人（経営）と短期大学（教学）とのコミュニケーションは円滑に保たれ、迅速にして効果的な意思決定を行える体制の確立は図られているが、これからも教育の質保証の観点から、コミュニケーションとガバナンスをさらに充実させられるよう、自己点検・評価活動などを通じて、組織機能の点検を継続していく。

【エビデンス集・資料集】

【資料 3-4-1】 学校法人都築育英学園・寄附行為【資料編 F-1】（資料 3-1-1 と同じ）

【資料 3-4-2】 福岡こども短期大学学則【資料編 F-3】（資料 1-1-1 と同じ）

【資料 3-4-3】 学校法人都築育英学園規程集細目次【資料編 F-9】
(資料 2-2-11 と同じ)

【資料 3-4-4】 福岡こども短期大学 教授会規程（資料 3-1-5 と同じ）

【資料 3-4-5】 学校法人都築育英学園・寄附行為【資料編 F-1】（資料 3-1-1 と同じ）

【資料 3-4-6】 福岡こども短期大学 教授会規程（資料 3-1-5 と同じ）

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業

務の効果的な執行体制の確保

本学の管理運営にあたり、事務組織規程に定める事務所掌にもとづき、必要な部署及び職員が配置されている。情報の共有、意見交換のため、事務長及び事務職員は、定期的にミーティングを開催している。【資料 3-5-1】

使命・目的の履行と達成のために、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置がなされ、業務の効果的な執行体制が確保され、機能していると判断している。【資料 3-5-2】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

業務の執行、ならびにその管理体制は、年度当初に定められた学校行事、活動目標、活動予定に照らし合わせ、適宜、チェックが行われる。

事務部門においても、法人では事務局長、短期大学では事務長が、理事長、学長の意を受けて各部署を統括し、迅速に対応できる組織体制となっており、業務遂行の管理体制の構築とその機能性は確保されている。【資料 3-5-3】【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

各種委員会においても職員と教員の交流は図られ、また教職員の学内研修会、学外研修受講等により、教職員の資質、能力向上機会が用意されていると判断している。

【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の達成と自律的な教育の質保証を意識して、職員が、変化する教育研究環境において求められる能力を獲得し、十分発揮できるようにするための研修制度や人事運用を点検し、今後の改善につなげたい。

【エビデンス集・資料集】

- 【資料 3-5-1】 学校法人都築育英学園 事務組織規程
- 【資料 3-5-2】 学校法人都築育英学園 事務分掌規程
- 【資料 3-5-3】 学校法人都築育英学園 事務組織規程 (資料 3-5-1 と同じ)
- 【資料 3-5-4】 学校法人都築育英学園 事務分掌規程 (資料 3-5-2 と同じ)
- 【資料 3-5-5】 年間行事予定表
- 【資料 3-5-6】 福岡こども短期大学研修会受講記録
- 【資料 3-5-7】 学校法人都築育英学園規程集細目次 【資料編 F-9】
(資料 2-2-11 と同じ)

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学園は短期大学のほか、大学、中高学部、小学部、幼稚園、保育園及び法人本部の 7 部門を有している。【資料 3-6-1】

予算の編成は、先ず予算単位となる 7 部門が事業計画に基づき予算積算書を作成、法人事務局において部門毎にヒアリングを行い、大幅な増減がある場合は、その理由を質問し、併せて前年度以前の収支実績と比較して、より精査した数値で予算原案を作成、寄附行為第 7 章第 34 条（予算及び事業計画）に基づき議決された予算を各部門に配賦している【資料 3-6-2】

やむを得ない理由により予算不足が生じた場合は、学校法人都築育英学園規程集第 5 編「財務」の学園経理規程第 8 章第 50～52 条（流用、予備費及び予算の補正）に基づき大科目内における流用、増額申請による予備費の使用又は予算の補正を実施している。なお、補正予算については理事会の承認を得ている。【資料 3-6-3】

適切な財務運営のための経営改善として、入学定員の確保を基本とし、教職員一丸となった募集、広報活動を推進、ホームページ、学校案内の改善、教育内容、施設、設備などの改善充実を図り、魅力ある短期大学の確立を推し進めている。【資料 3-6-4】

財務について毎年、前年度の事業活動収支（旧消費収支）の現状を認識し、当年度を含む 5 年間の中期収支計画を作成している。【資料 3-6-5】【資料 3-6-6】

計画に当たって収入は学生募集と連携したより現実を見つめた数値を計上、支出は法人事務局と調整を行い抑制した数値を計上し、収支の健全化に努めており、成果は徐々にではあるが適切な財務運営が確立されつつある。

中長期計画を基盤とした各当該年度収支を詳細に把握し、支出については真に必要な案件であるかを精査するなど、可能な限り支出抑制に努めていることから適切な財務運営が遂行されている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

短期大学の入学定員充足率は、平成 24・25・26 年度は 66%・68%・75%、平成 27・28 年度は 82%・80%、平成 29 年度は入学定員を 350 名から 300 名に変更したこともあり、90%を上回る充足率を確保した。【資料 3-6-7】

支出については、教職員全体で節約意識を共有し、予算積算書作成時には必要性、優先順位などについて数字に亘るヒアリングを行い、不必要なものはフィルターにかけ、厳正に審査することにより支出の抑制に努めている。

学校法人間の資金提供について、学校法人運営調査委員会の指導を受け、平成 27 年 8 月に他学園に対する担保提供状態を解消、平成 29 年 4 月に他学園に対する貸付金を法人合併により解消した。また、他学園からの借入金については計画的に解消を進める。

【資料 3-6-8】

平成 29 年 4 月 1 日、学校法人 都築俊英学園との法人合併により、約 40 億円相当の校地校舎を不動産として取得した。

教職員の真摯な募集活動及び推し進めている魅力ある短期大学の確立などにより、次年度以降入学者数の増加が見込まれ、それに伴う収入増が期待される。また、法人間の貸借の解消及び合併での校地校舎の取得などにより、安定した財務基盤が確立され良好な収支バランスが確保できる。

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

定員達成を目指し、学生募集の必要性を理解させ、危機意識による募集への一層の努力と、コスト意識による支出の抑制を教職員全てに認識させる必要がある。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-1】 附属校及び併設校、附属機関の概要【データ編 表 F-7】

【資料 3-6-2】 学校法人 都築育英学園・寄附行為 第 7 章第 34 条【資料編 F-1】
(資料 3-1-1 と同じ)

【資料 3-6-3】 学校法人 都築育英学園 経理規程 第 8 章第 50～52 条

【資料 3-6-4】 入学定員と入学数

【資料 3-6-5】 中期収支計画（平成 28～32 年度）

【資料 3-6-6】 平成 28 年度 広報担当地区及び担当高校

【資料 3-6-7】 志願者数・合格者数・入学者数の推移【データ編 表 2-1】
(資料 2-1-4 と同じ)

【資料 3-6-8】 学校法人間の資金提供等の改善

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき、適正に実施している。

経理規程第 1 章第 4 条に基づき、全ての会計伝票を法人事務局において集約し一元的に処理している。【資料 3-7-1】

会計処理上生じた疑問及び問題点については、公認会計士又は私学共済事業団の担

当者に相談、指導、助言を受け適切に遅滞なく処理している。

予算執行に際しては、伺書にて必要性・調達先・価格数量等を厳正に審査し、不要不急の調達を制限するとともに、予算担当者に正確な予算執行額を把握させ効率性を重視した予算執行を図っている。

学校法人会計基準に準拠した正確な事務を遂行しており、適正な会計処理が実施されている。

3-7-② 会計監査の体制と厳正な実施

会計監査は、公認会計士による監査及び学校法人都築育英学園監事監査規程に基づく監事による監査を実施している。【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】

公認会計士による年間延べ 693 時間（延べ 99 日）の監査は、私学振興助成法に基づく監査及び日常の会計処理について、会計基準に則った適切な処理であるかを監査している。

監事による監査は、決算時に行う定期監査及び必要の都度行う臨時監査があり、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行い効率的な監査を実施している。

監査において、公認会計士及び監事に提出する書類、資料等は正確かつ迅速に作成し、指導を受けた事項については速やかに改善、処置を行い、適切な会計業務運営の資としている。

会計監査の体制は確立しており、監査は厳正に実施されている。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計関係職員の技量知識向上及び平成 27 年度から改正施行された新学校法人会計基準に対応するため各種研究会、講習会に積極的に参加させ職員の能力向上を図る。

会計事故防止のため、機会教育等により会計職員に高い倫理観を持たせるとともに、法令規則に精通させる。

会計監査については、公認会計士及び監事との連絡を更に密にし、効率ある精度の高い監査が実施できる体制をつくる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-7-1】 学校法人都築育英学園経理規程 第 1 章第 4 条

【資料 3-7-2】 学校法人都築育英学園監事監査規程

【資料 3-7-3】 会計士監査報告書（平成 24～28 年度）

【基準 3 の自己評価】

本学は、学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、建学の精神、教育の基本理念を基本として教育・研究を推進し、本学の使命・目的の実現に向けて、鋭意努力している。また、理事会などからのトップダウンと、短期大学、関係部署、関係委員会等からのボトムアップは円滑に機能し、法人と大学とのコミュニケーションを良好に維持し、適切な管理運営が行われている。このように学長を中心に教育・研究が適切に実施できる環境が整っている。

福岡こども短期大学

財務状況については、全教職員による学生募集への一層の努力と、コスト意識による支出の抑制を徹底的に実施する。

また、会計処理については、学校法人会計基準をはじめとした規則に従って行っており、監事の監査体制も問題は無く、適正かつ厳正に実施されている。

以上のように、本学は適正な管理の下で運営されており、基準3「経営・管理と財務」の基準を満たしている。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

建学の精神及び教育目標に即した学内の自己点検・評価として、学内規程「自己評価委員会規程」および「第三者評価に関する規程」が制定されており、学長が指名する専任教員及び事務職員をメンバーとする自己評価委員会が設置されている。なお、教育課程、学生生活、就職活動等については、それぞれの事項について協議・検討を行う委員会として教務委員会、学生委員会、入試委員会、就職委員会、実習委員会、厚生委員会、図書委員会等を置き、恒常的な点検・評価を行い、必要に応じて教授会に諮っている。【資料 4-1-1】

【資料 4-1-2】 【資料 4-1-3】

教育活動に関する事項については、各分野の教員が協働し、上記の自己点検評価書の作成に加え、PDCA サイクルによる自律的な自己点検・評価活動を毎年度行い、年度当初に策定した計画を立て、年度末にそれら进行评估の上、適宜見直しを図っている。

上記の体制のもとで、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。【資料 4-1-4】

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価を担当する自己評価委員会のメンバーは、学科長、副学科長、図書館長及び各部長、各教科目の代表者である。委員会責任者は学科長、事務長、法人本部も含めた部署の職員及び実務責任者の全学的体制となっている。このため、各委員会は、自己点検・評価を通じて担当する業務に対する改善の必要性を意識し、自己点検・評価を活用するための PDCA サイクルを円滑に遂行することを高めており、本学の自己点検・評価体制の適切性を裏付けている。

上記の自己点検・評価体制のもとで昨年度も自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。【資料 4-1-5】

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価の周期については、直近では平成 27 年度、平成 21 年度とほぼ 7 年周期で実施している。【資料 4-1-6】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

従来、自己点検・評価を平成 27 年度、平成 21 年度と 7 年周期で実施してきたが、より

恒常的な改善活動とするために、教育課程については自主的・自律的に自己点検を実施し、活動の継続的強化を図りたい。また、その他の事項についても、必要に応じて自己点検・評価活動の実施に努める。

【エビデンス集・資料集】

- 【資料 4-1-1】 福岡こども短期大学 自己評価委員会規程
- 【資料 4-1-2】 福岡こども短期大学 第三者評価に関する規程
- 【資料 4-1-3】 自己点検作成者一覧
- 【資料 4-1-4】 本学ホームページ（情報公開） (資料 1-1-3 と同じ)
- 【資料 4-1-5】 自己点検作成者一覧 (資料 4-1-3 と同じ)
- 【資料 4-1-6】 本学ホームページ（情報公開） (資料 1-1-3 と同じ)

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己評価委員会は本学学科長、事務長を筆頭に各部長および専任教員 6 名によって構成され、全学的に推進できる体制を整えている。自己点検委員会は適時開催され、各種アンケート調査の結果や自己評価の適切性を確認し、評価委員による審議を行い客観的に評価できる体制を構築している。また、審議された内容から検討を重ね、実行している。これらの計画は客観的に検証できるよう定量値や定性値を踏まえた実績に基づく報告を義務にしており、評価指標をもとにした達成状況を自己評価できるよう努めている。【資料 4-2-1】

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

本学は現状把握および本学へのニーズを把握することを目的に、アンケート調査などによるデータ収集とその分析を行っている。これら一連の調査は各業務を担当する部署、または必要に応じて部署間の連携によって実施している。調査結果は自己評価委員会や各種委員会によって適切に審議され、各教職員間で現状把握をする上での貴重な資料となっている。【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

本学は過去に実施した自己点検・評価について報告書を作成している。さらにホームページに掲載も行うことで社会への公表を行っている。また、毎年度の業務実施報告ならびに業務実施計画は全教職員対象の会議において書面および口頭の報告がなされ、質疑応答、意見交換が行われている。したがって、年度ごとの自己点検・評価活動は学内において透明性をもって十分に共有がなされていると考えられる。【資料 4-2-8】 【資料 4-2-9】 【資料 4-2-10】 【資料 4-2-11】 【資料 4-2-12】 【資料 4-2-13】 【資料 4-2-14】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会と各種委員会の相互関係をさらに緊密にし、学内の点検評価活動が円滑に実施できる体制を構築する。

【エビデンス集・資料集】

【資料 4-2-1】	自己点検作成者一覧	(資料 4-1-3 と同じ)
【資料 4-2-2】	授業評価アンケート結果	(資料 2-2-26 と同じ)
【資料 4-2-3】	各分野における授業評価アンケート結果集計	(資料 2-6-21 と同じ)
【資料 4-2-4】	保育実習先からの評価結果及び保育実習後の自己評価アンケート結果及び集計	(資料 2-6-23 と同じ)
【資料 4-2-5】	養護実習の実習校からの評価結果及び養護教育実習前・後の自己評価アンケート結果の集計	(資料 2-2-24 と同じ)
【資料 4-2-6】	キャンパス生活満足度調査結果	(資料 2-6-26 と同じ)
【資料 4-2-7】	就職先アンケート結果①	(資料 2-5-14 と同じ)
【資料 4-2-8】	本学ホームページ（情報公開）	(資料 1-1-3 と同じ)
【資料 4-2-9】	自己評価委員会規程	(資料 4-1-1 と同じ)
【資料 4-2-10】	第三者評価に関する規程	(資料 4-1-2 と同じ)
【資料 4-2-11】	自己点検作成者一覧	(資料 4-1-3 と同じ)
【資料 4-2-12】	本学ホームページ（情報公開）	(資料 1-1-3 と同じ)
【資料 4-2-13】	自己点検作成者一覧	(資料 4-1-3 と同じ)
【資料 4-2-14】	本学ホームページ（情報公開）	(資料 1-1-3 と同じ)

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

本学の学則 第 1 章 総則 第 4 条（自己点検・評価）において、「第 1 条の目的及び社会

的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。」と定めている。【資料 4-3-1】

「自己評価委員会」では、自己点検・評価結果等を実質化させるべく、図 4-3-1「本学における自己点検・評価（PDCA サイクル）」の仕組みとしている。

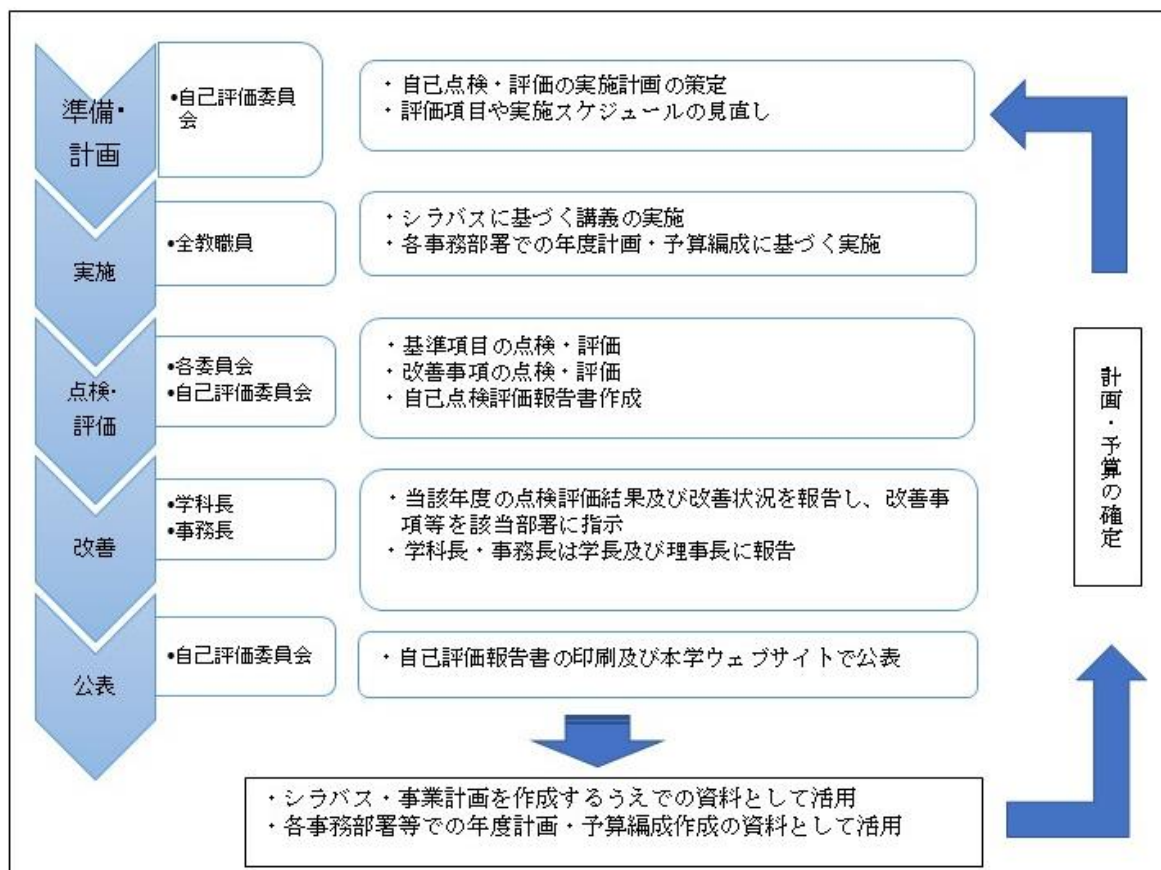


図 4-3-1 本学における自己点検・評価（PDCA サイクル）

このように自己評価委員会において作成した点検・評価結果は、教育水準の一層の向上・活性化を図るため、学科長及び事務長から学長及び理事長に報告し、改善が必要な担当部署に指示を行っており、指示がなされた部署は次年度以降の改善を図る仕組みとなっている。

以上の事から、自己点検・評価結果活用のため PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

前述したように、本学は、自己評価委員会を中心に自己点検・評価活動を行っている。今後もこれらの活動を推進し、自己点検・評価結果を有効に活用していく。さらに、各部署との連携を密にし、現状の継続的な把握に努めるとともに自己点検・評価に活かす。

【エビデンス集・資料集】

【資料 4-3-1】福岡こども短期大学学則 p.1 第 1 条【資料編 F-3】（資料 1-1-1 と同じ）

【基準4の自己評価】

本学では、教育研究の質の保障と改善のため、自主的な自己点検・評価を恒常的に実施する体制を整備し、毎年適切に実施している。また、自己点検・評価の実施にあたり、現状把握のための十分なデータの収集と分析に基づき、改善に努めている。自己評価委員会においては、点検・評価項目の改善状況等について確認を行っており、本学における自己点検・評価による改善のためのPDCAサイクルの仕組みは確立し、機能している。

Ⅳ. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

地域貢献

基準 A 地域貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 本学における地域貢献の展開と貢献度

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 本学における地域貢献の展開と貢献度

本学の地域貢献は、大きく分けて3つのカテゴリーに分類される。まず本学教員によるもの、次に全学による地域に開かれた公開講座の開催、そして三つ目は本学独自のカリキュラムであり、同時に建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を具現化した少人数制の「幼児教育研究会」による地域貢献として区分されるものである。

まず一つ目の本学教員による地域貢献は、各教員の業績書に記載されているように幼稚園、保育所、社会福祉施設等における子育て支援に関する講演、実技指導、園内研修講師などの社会的活動があげられる。この活動は地元太宰府市のみでなく周辺の自治体、遠くは九州各県まで及ぶものである。またこの本学教員による社会的活動は、子育て支援ばかりでなく、中学・高等学校における職業理解の授業講師の引き受けなど、次世代育成のための支援まで含まれる。また本学専任教員である臨床心理士は、周辺自治体内の幼稚園・小学校・中学校のスクールカウンセラー、学校教員対象の研修講師、また周辺地域に住む発達障がい児、就園、就学困難の子ども達そして保護者を対象とする支援活動を、本学を拠点として行っている。

また毎年夏季休暇中に本学で開催される「公開保育セミナー」では、本学卒業生のみならず、周辺地域の保育者・子育て中の保護者を対象に、本学教員が専門とする保育総合、言語、体育、音楽、造形、福祉、養護教育各分野の実践講座を実施している。

次に地域に開かれた公開講座は、毎年定期的に行っているものが、4月末の「こどもの日を祝う集い」、7月初旬に太宰府市と共催の「太宰府七夕まつり」そして10月下旬あるいは11月初旬に本学で行われる「こどもフェスティバル」があげられる。

まず「こどもの日を祝う集い」では本学に、地域の幼稚園、保育所園児、子育て中の親子等800名以上の子ども達が参加して、本学の学生主体で計画された行事を楽しむものである。7月の「太宰府七夕まつり」において、本学は太宰府市中央公民館全館を利用し、参加者は伝統行事である「七夕」にちなんだ舞台公演や短冊作り、折り紙、手作りおもちゃなどの創作活動を楽しむものである。これには地元太宰府市のみならず周辺地域から700名以上の幼児・児童またその保護者が訪れる。

そして最大の公開講座が「こどもフェスティバル」である。この公開講座は、幼児教育研究会のメンバーである本学の全学生が年間の幼児教育研究会活動の集大成として催されるもので、土、日曜日の2日間に、周辺地域のみならず多い年は延べ3000名近くの幼児・児

童またその保護者が来学して、それぞれの幼児教育研究会が発表する演技、演奏、実技など様々な体験を学生と共に楽しむものである。

それ以外にも、幼児教育研究会が単体あるいは合同で、地域や近郊の自治体の催しや保育関連施設、障がい児施設等の社会福祉施設に出向き、活動や支援を実施している。

以上のように子育て支援とひとまとめには括れない程の多様かつ頻繁な地域貢献を実施している短期大学は、全国的にもあまり例がないと考える。では何故ゆえに実行できるかという、本学が幼児教育・保育を中心とするこども教育単科の短期大学であり、その中でも建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を具現化した幼児教育研究会活動を全学あげて推進しているからである。

またこれらの活動、地域貢献に対しては、地元自治体である太宰府市から、平成 24 年に「市民活動賞」を授与された。同市において大学組織への初めての表彰であった。

【資料 A-1-1】 【資料 A-1-2】 【資料 A-1-3】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学教員ならびに各幼児教育研究会の社会貢献に関する活動は、本学ホームページなどから情報公開されている。このことから本学の社会貢献は多くの方々に認知されているものと推察され、本学への直接的なもののみならず、非公式で各教員へ依頼を受けている。中でも、子育て支援要請は多岐にわたっている。さらに、昨今の子育て支援に関する状況から、これらの社会的要請は増加しているものとも考えられ、今後本学への要請はさらに増加するものと予測される。そこで本学はこれらの社会的要請に対して効率的かつ有効的に支援体制をとれるよう、担当部署を開設するなどして中長期的な視点に立って検討を実施し、より多くの依頼に対して本学が応えられるように努める。

【エビデンス集・資料集】

- | | | |
|------------|----------------------|-----------------|
| 【資料 A-1-1】 | 本学ホームページ（情報公開） | （資料 1-1-3 と同じ） |
| 【資料 A-1-2】 | 学生の課外活動への支援状況 | （資料 2-2-19 と同じ） |
| 【資料 A-1-3】 | 幼児教育研究誌「幼児教育研究 2016」 | （資料 2-3-15 と同じ） |

【基準 A の自己評価】

本学は幼児教育単科短期大学として、教員個人の活動、公開講座の開催、学生を主体とする幼児教育研究会の活動の 3 点から地域社会へ様々な情報を発信し、社会的な使命を果たしている。これは地元自治体である太宰府市から「市民活動賞」を受賞したことに表されるように、本学が地域社会から必要とされる存在であることを証明している。

以上のことから、基準 A「地域貢献」を満たしていると自己評価する。